

放送大学における 障害者支援に関する 取り組み



放送大学における障害者支援に関する取り組み

放送大学

はじめに

放送大学学長 岡部 洋一

障害者の権利に関する条約が2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効し、我が国は2007年9月に同条約に署名した。現在、我が国では2011年8月に障害者基本法の改正を行うなど国内法の整備が進められている。この一環として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という)が2013年6月26日に公布され、2016年4月1日から施行されることとなった。

施行後は、全ての大学等において障害を理由として受験や修学の機会を提供しない等の差別の禁止や一般学生と同様に修学できるよう「ガイドライン等の策定」や「合理的配慮」などが求められる。

本学には、約640人の身体等に障害のある学生が在籍(2013年度第1学期)しており、学生数に占める割合は0.74%となっている(全国平均は0.37%、2012年度)。アクションプラン2012においても「開かれた大学を積極的に生かす弾力的な機会の提供」を謳っていて、障害のある学生などの学習者が不利益を被ることの無いよう、きめ細かい支援体制の充実を進めている。

上述の障害者差別解消法の施行に向けて、障害のある学生へのアクセシビリティをさらに高めるため、障害のある学生に対する様々な修学及び学生生活支援を集約して検討する組織として、2014年度4月より教授会の下に「障害学生支援に関する委員会」を設置した。同委員会においては、放送大学が全国に展開する57ヶ所の学習センター及びサテライトのバリアフリー化に関する調査を行うとともに、今後の支援の方策について、熱心な討議を行っている。

また、国際交流委員会は、2014年度学長裁量経費I(プロジェクト支援)の支援を受けて障害者支援で最も先進的な取り組みを行っている米国の現状を調査した。すなわち小寺山副学長、広瀬教授、吉田学生課長が「高等教育と障害者支援の協議会」であるAHEAD国際会議と、障害学生のICT活用の全米の拠点であるワシントン大学DO-ITプログラムに参加し高等教育における障害者支援の現状を視察・調査を実施した。

本報告書は放送大学の全教職員に障害学生支援への理解と積極的な参加を促すために、これらの取り組みをまとめて示すものである。

目次

第1部 海外の事例調査（米国）

1.	AHEAD 第 37 回国際会議	1
2.	ワシントン大学調査報告	2
2.1	ワシントン大学	3
2.2	DO-IT プログラム	3

第2部 放送大学における取り組み

1.	学習センター施設のバリアフリー化等の現状調査	7
	施設等の整備状況	7
	施設等の整備の必要性	10
	支援機器について	11
	面接授業で行っている支援	11
	面接授業で行えない支援	12
	学習センター独自の支援	14
	学習センターで行えない支援	15
	精神疾患、発達障害の学生の相談体制等	16
	精神疾患、発達障害の学生からの相談への方策等について	17
	他機関での支援状況	18
	精神疾患、発達障害の学生への対応状況	18
	その他	19

第3部 放送大学国際シンポジウム2015（OJIS2015）報告

1.	国際シンポジウム2015	23
	「障害のある学生への支援 - 高等教育とICT 活用」 - まとめ	
2.	シンポジウム風景	38

参考資料

1	放送大学研究年報 第 29 号（2011）より 放送大学における視覚障がい者への支援と課題 －ボランティア組織「菜の花の会」12 年の軌跡から－	43
2	放送大学印刷教材点訳済みリスト一覧（学部・大学院）	53
3	放送大学研究年報 第 28 号（2010）より 英国公開大学（The Open University）における障害者の学習 支援システム	57

第 1 部

海外の事例調査報告書(米国)

調査・報告：放送大学 副学長 小寺山 亘
情報コース 教授 広瀬 洋子
学務部学生課 課長 吉田 規雄

調査期間：2014 年 7 月 15 日～21 日

米国における高等教育の障害者支援 調査報告書

我が国では、2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定された。この法律により、2016年（平成28年）4月から、高等教育機関における障害者への差別的取り扱いが禁止され、また合理的配慮の不提供が禁止される。これらの禁止は国公立機関では義務化、私立大学では努力義務とされているが、国費によって支えられ、在學生に占める障害學生の割合が一般大学の2倍近くの障害學生（申告した者）を擁する放送大学において義務化されることは必至である。

放送大学では、2014年度に「放送大学障害學生支援に関する委員会」（委員長：小寺山副学長）が教授会の下に設置され、放送・インターネット配信の講義、印刷教材、面接授業、学習センターの対応など、放送大学全体のアクセシビリティの向上についての検討が開始された。

また2015年2月には、国際シンポジウム「障害のある學生への支援—高等教育とICT活用」をテーマに米国をはじめとする内外の専門家を招聘して、今後の遠隔教育とICT活用についてユニバーサルデザインの見地から議論する予定である。

今回の調査では、2014年度学長裁量経費I（プロジェクト支援）の支援を受けて、米国の「高等教育と障害者支援の協議会」であるAHEAD国際会議と、障害學生のICT活用の全米の拠点であるワシントン大学DO-ITプログラムに参加し、高等教育における障害者支援の現状を視察し、大学関係者や法律家などとの人的ネットワークを構築した。なお、本調査は、小寺山亘副学長、広瀬洋子教授が行い、事務局からは学務部の吉田學生課長が随行した。



AHEAD 会場にて



ワシントン大学にて

1. AHEAD（Association on Higher Education and Disability: 全米高等教育障害學生支援協議会）第37回国際会議 <https://www.ahead.org/>

参加期間：2014年7月15日～18日

場所：カリフォルニア州、サクラメントコンベンションセンター

AHEADは、会員数2,700名、障害者の完全な社会参加を推進するため、高等教育の障害學生を支援する教員

や専門家によって運営されている 40 年近い歴史を持つ団体である。会員は、全米のみならず、カナダ、EU 諸国、オーストラリア、アフリカ、インド、東アジアなど世界的規模で構成されている。活動としては、30 以上の地域や専門家の団体と提携し、書籍の出版、会員への定期的な情報提供、サイトによる情報交換、地域ごとのセミナーやワークショップの開催などがある。AHEAD の長年の活動は、1990 年に施行された障害者差別禁止法 (ADA) にも多大な影響を与えている。

2014 年度年次大会 : Access Always, In All Ways

参加者数は 1,200 名。全米および海外から、大学の障害者支援コーディネータをはじめ、アシスティッド・ラボの指導者や障害教育の専門家や弁護士など多様な職種の人が参加し、EU 諸国、マレーシア、韓国、香港、中国からの参加者もあった。

プレカンファレンスでは、21 の発表、3 日間の本大会では八つの分科会が開催され、合計 114 の発表、六つのポスター発表があった。テーマは、支援方法、コンピュータラボ、法、政策、テクノロジー、オンライン教育、就職支援、キャンパスライフ、中等教育からの移行、ユニバーサルデザイン、学習障害、障害学、視覚障害、聴覚障害など多岐に渡っている。

エキシビジョンホールでは、電子教科書、音声認識システム、字幕付与、アクセシビリティ解決、点字変換ツール、e-book、テストサービス、弱視支援装置、支援ソフト、盲人支援団体など 98 団体が出展した。

放送大学の立場から、特筆すべき点は以下である。

1) 日本の大学では、障害者支援と言えば、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由の学生サポートが中心になり、そのための朗読サービス、ノートテイク、手話通訳、学内移動などが課題となることが多い。AHEAD 会長によれば、米国では過去 20 年間に視覚障害、聴覚障害、肢体不自由への支援体制は確立されている。現在、米国の大学の障害者支援局の仕事の 6~7 割は、学習障害者、精神障害者などへの支援に充てられている。

2) 近年、米国において大学のオンライン学習が増加しているが、アクセシビリティに関しては完全に整備されているとは言いがたい。現在、少しずつ訴訟が起きつつあるが、判例の積み重ねによって社会的合意が形成される社会なので、今後はオンライン学習のアクセシビリティの動向に注目が集まっていくだろう。

3) 障害者関連の著名な法律家によれば、現在、日本から弁護士や司法関係者が障害者差別禁止法について学ぶために渡米し、米国各地のワークショップに参加しているという。日本での本格的な障害者差別解消法の施行を見越した上での動きであり、放送大学としても、障害者支援の対応に真摯に取り組む必要性を実感した。

AHEAD に参加する日本の大学教員やスタッフは年々増加しているものの、大学の副学長が参加したのは、今回の放送大学の小寺山副学長が初めてである。また、大学本部から障害学生支援を担当する学生課長が参加し、米国の大学での支援を見聞し、会議の運営方法を知ることが出来たことも特筆すべきことである。筑波技術大学、信州大学など日本の障害者支援の拠点大学であり、放送大学の単位互換校でもある大学関係者と議論できたことも大きな収穫であった。

2. ワシントン大学 (UW) 調査報告

調査日 2014 年 7 月 21 日

訪問先 University of Washington, DO-IT programs, Disability Resources for Students

UW 聞き取り調査協力者

DO-IT 所長 : Dr. Burgstahler

アクセシブル・テクノロジー・サービス: Terrill Thompson

障害者支援リソースセンター副所長 : Jon McGough

2.1 ワシントン大学

ワシントン大学は、米国ワシントン州シアトルに本部を置く 1861 年に設立された州立大学である。2013 年の在籍数は 43,013 名。医学分野は特に高く評価されており、2008 年の調査ではプライマリ・ケアと看護分野が全米第 1 位の評価を得た。看護分野は 1984 年の調査開始以来、25 年連続で 1 位となっている。



2.2 DO-IT プログラム <https://www.washington.edu/DO-IT/>

UW の DO-IT プログラムは、1992 年に Dr.Burgstahler によって創設された。DO-IT とは、Disabilities[障害]、Opportunities[機会]、Internetworking[インターネット活動]、Technology[技術]の略であり、その目的は障害者の高等教育への参加、進学支援及び就職支援である。とくに、工学部、教育学部の協力を得て、障害学生が自ら最新のテクノロジーを利用して、進学や就職を有利に行えるように支援している。DO-IT プロジェクトは主に米国教育省、全米科学財団から資金援助を受けており、その功績により「全米情報社会基盤賞教育部門賞」等を受賞している。上記のサイトには、ファカルティや支援者向けの FD、当事者のための支援など数百種類の映像コンテンツや資料が掲載されており、そのすべてに字幕が付与されているなどアクセシビリティにも配慮している。

インターネットや DVD による情報提供の他、年間を通して、就職支援、大学生生活支援、ICT 技能訓練などのセミナーが開催されている。

特記事項と感想

今回は、大学入学前の高校生を対象にしたプログラム DO-IT スカラーズの 2 週間宿泊セミナーを参与観察することが出来た。DO-IT スカラーズとは、毎年、ワシントン州在住の障害のある高校生で進学を希望する者の中から 12 名程度が選抜され、年間を通じたオンライン授業や、宿泊型セミナーに参加させる。PC や最新のソフトウェアなどは無償貸与される。経験者は DO-IT アンバサダーズとして、大学進学後に後輩のスカラーズ達の助言者となる。就職に特化した DO-IT キャリアズというグループもある。その他、インターネット・コミュニティの DO-IT パズル、インターネット・トレーニング・キャンプ DO-IT キャンパーズが整備され、講師や専門家である教員：DO-IT メンターズが包括的に指導し、障害のある子ども達が学習技術を身に付けて大学で学び、就職するための環境が整えられている。DO-IT メンターズは、大学教員や現役の技術者、科学者などで構成されているが、障害当事者の場合も多く、子ども達のロールモデルとしても役立っている。

今回の調査では、夏季合宿中のスカラーズと共に PPT の作り方、地震学の講義等に参加した。ストレッチャーに横たわりながら、パソコンを駆使し、地震測定器等を実際に操る高校生たちの生き生きとした姿が印象的であった。ADHD、自閉症などの発達障害の学生の参加もあった。DO-IT スカラーズおよび介助者の合宿費用は無料で、聴覚障害者のためには手話通訳などの支援がついている。

日本では、2007年より DO-IT Japan が東京大学先端科学技術研究センターの中邑賢龍教授らによって設立され、マイクロソフトが共催している。全国の応募者から選ばれた参加者は、数か月のオンライン授業を経て、5日間の宿泊体験型プログラムを通じてテクノロジーなどの知識を身につける。参加者にはPCと、障害に応じた支援機器を提供し、体験プログラム後もオンラインメンタリングによって支援を受ける。広瀬は、8月7日に DO-IT Japan のシンポジウムに参加し、日米の試みを比較検討する機会を得た。

米国の大学には約200万人の障害学生が在籍し、全学生の11%である。日本では現在、大学に在籍する障害学生は12,488人で、全体の0.42%に過ぎない（日本学生支援機構実態調査より）。日本で障害者差別解消法が施行されるにあたって、こうした米国の実践を参与観察できたことは収穫である。

障害者支援は単に少数の困難を抱えている学生への支援にとどまらない。彼らが学習を十全に享受するために開発される、様々なICTを活用した教授法、教材作成、インターネット利用法などは、硬直化した大学そのものの学びの可能性を広げる可能性に満ちている。

第2部

放送大学における取り組み

<施設等の整備状況>

I 項目

- 【屋外】・道路の舗装（敷地内で車椅子や杖等を使用する場合、デコボコがなく、おおむね支障はないか）
 - ・段差の解消等（敷地内で車椅子や杖等を使用する場合、段差のために動きが困難にならずにおおむね支障はないか）
 - ・点字ブロック（必要な点字ブロックが施されているか）
 - ・標識シール等（敷地内の案内図に点字が施されているか）
 - ・専用駐車場（身障者専用の駐車場が必要な場合に確保できるか）
- 【屋内】・スロープ（建物の入り口に車椅子のためのスロープが設置されているか）
 - ・自動扉等出入り口の整備（建物の入り口は自動扉になっているか）
 - ・エレベーター（広さは十分か、また操作ボタンに点字が施されているか、車椅子でも使える高さ・位置に操作ボタンを設置しているか）
 - ・手すり、階段昇降機等（階段に手すり、もしくは車椅子のための昇降機が設置されているか）
 - ・点字プレート等教室表示（部屋の入り口に点字の教室表示が施されているか）
 - ・身障者用トイレ（障害者用のトイレを設置しているか）
 - ・車椅子（SC専用の車椅子を所有しているか）

II 所見

- 【屋外】
 - ・道路の舗装、段差の解消、点字ブロック、専用駐車場については、およそそのSC等で整備されている。
 - ・約75%のSC等で、標識シール等が未整備となっている。
- 【屋内】
 - ・スロープ、出入り口自動扉、エレベーター、手すり・階段昇降機、身障者用トイレ、車椅子については、およそそのSC等で整備されている。
 - ・9割近いSC等で、教室表示の点字プレートが未整備となっている。

III 内訳（グラフのパーセンテージについて、四捨五入の都合上、合わないことがある）

1-① 道路の舗装

（敷地内で車椅子や杖等を使用する場合、デコボコがなく、おおむね支障はないか）

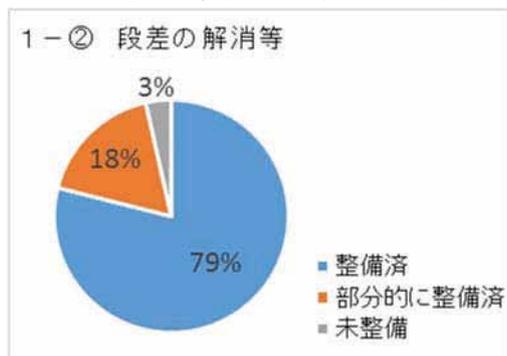
整備している	48 / 57
部分的に整備している	7 / 57
未整備	2 / 57



1-② 段差の解消等

(敷地内で車椅子や杖等を使用する場合、段差のために動きが困難にならずにおおむね支障はないか)

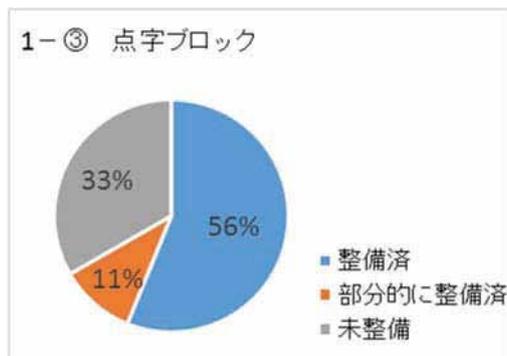
整備している	45 / 57
部分的に整備している	10 / 57
未整備	2 / 57



1-③ 点字ブロック

(必要な点字ブロックが施されているか)

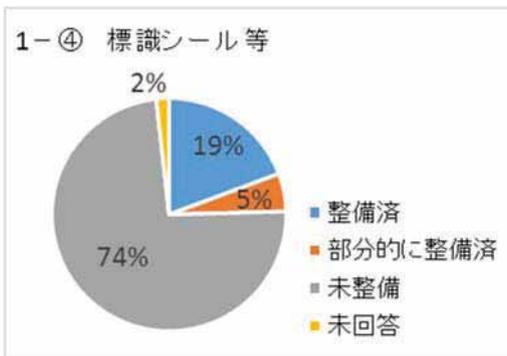
整備している	32 / 57
部分的に整備している	6 / 57
未整備	19 / 57



1-④ 標識シール等

(敷地内の案内図に点字が施されているか)

整備している	11 / 57
部分的に整備している	3 / 57
未整備	42 / 57
未回答	1 / 57



1-⑤ 専用駐車場

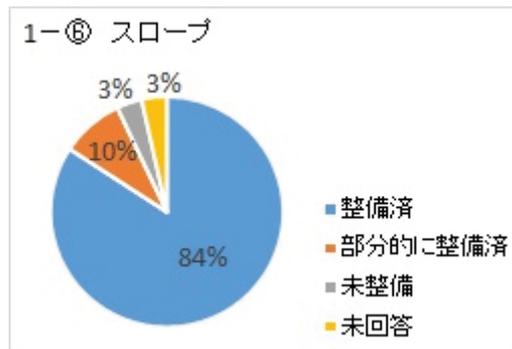
(身障者専用の駐車場が必要な場合に確保できるか)

整備している	41 / 57
部分的に整備している	10 / 57
未整備	5 / 57
未回答	1 / 57



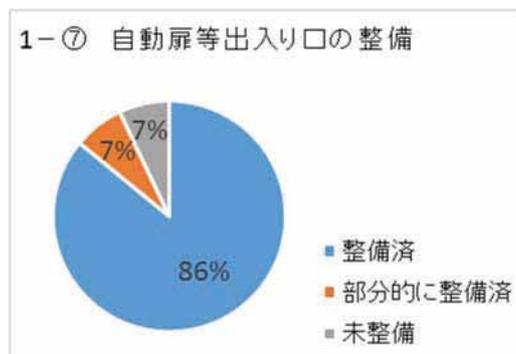
1-⑥ スロープ
(建物の入り口に車椅子のためのスロープが設置されているか)

整備している	48 / 57
部分的に整備している	5 / 57
未整備	2 / 57
未回答	2 / 57



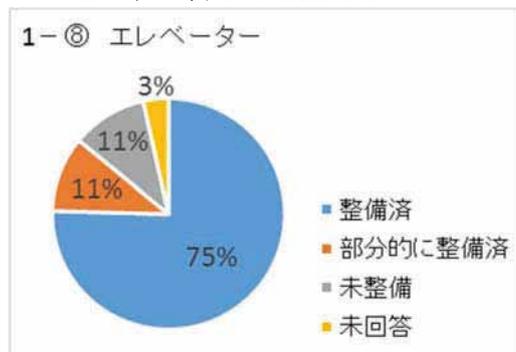
1-⑦ 自動扉等出入り口の整備
(建物の入り口は自動扉になっているか)

整備している	49 / 57
部分的に整備している	4 / 57
未整備	4 / 57



1-⑧ エレベーター
(広さは十分か、また操作ボタンに点字が施されているか、車椅子でも使える高さ・位置に操作ボタンを設置しているか)

整備している	43 / 57
部分的に整備している	6 / 57
未整備	6 / 57
未回答	2 / 57



1-⑨ 手すり、階段昇降機等
(階段に手すり、もしくは車椅子のための昇降機が設置されているか)

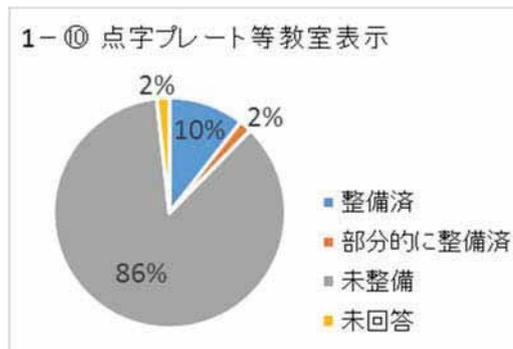
整備している	36 / 57
部分的に整備している	10 / 57
未整備	8 / 57
未回答	3 / 57



1-⑩ 点字プレート等教室表示

(部屋の入り口に点字の教室表示が施されているか)

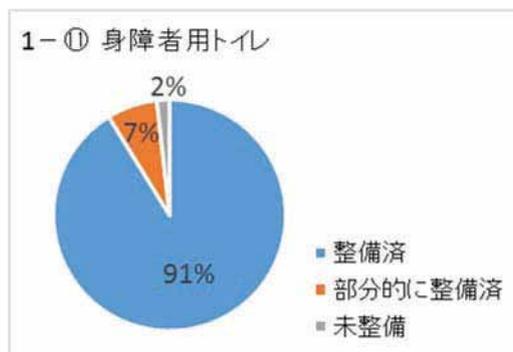
整備している	6 / 57
部分的に整備している	1 / 57
未整備	49 / 57
未回答	1 / 57



1-⑪ 身障者用トイレ

(障害者用のトイレを設置しているか)

整備している	52 / 57
部分的に整備している	4 / 57
未整備	1 / 57



1-⑫ 車椅子

(S C専用の車椅子を所有しているか)

整備している	47 / 57
部分的に整備している	1 / 57
未整備	9 / 57



(施設等の整備の必要性)

設問 1-2 施設等の整備が必要と思われる点について記入願います。

<所見>

【屋外】段差の解消、身障者用駐車場、スロープに関し、それらが未整備（部分的整備含む）のS Cでは、その必要を訴えている。ただし、母体校に施設管理権があり、整備をお願いしなければならないS Cが多い。

【屋内】教室入り口点字表示、廊下等の点字ブロックに関し、おおよそのS Cが未整備（部分的整備含む）であり、それらを整備する必要性の声が多い。なお、点字表示等については、放大側の裁量で整備できるS Cが多い。

<屋外>ベスト3

1位	段差の解消	3 / 5 7
1位	身障者用駐車スペース	3 / 5 7
1位	スロープ	3 / 5 7

<屋内>ベスト3

1位	点字表示	10 / 5 7
2位	点字ブロック	3 / 5 7
3位	身障者用トイレ 手すりの設置	2 / 5 7

(支援機器について)

設問2-1 既にSCに整備されている支援機器について記入願います。

設問2-2 SCに整備することが望ましいと思われる機器について記入願います。

<所見>

- ・既に整備済みの機器としては、SC専用車椅子が最も多い。
- ・整備を求める機器として比較的挙げられているものとしては、肢体不自由者用のパソコン、点字プリンタ、文字読取装置である。ただし、一部のSCでは、将来的に必要となることを見込んでの回答あり。

【設問2-1 ベスト3】

1位	車椅子	47 / 5 7
2位	車椅子用机	9 / 5 7
3位	拡大読書機	4 / 5 7

【設問2-2 ベスト3】

1位	肢体不自由者用のパソコン	9 / 5 7
2位	点字プリンタ	8 / 5 7
2位	文字読取装置	8 / 5 7

(面接授業で行っている支援)

設問3-1 面接授業時に行っている支援があれば、具体的に記入願います。
(相談票に記載された特別措置項目以外の支援について記入願います)

- 通常行われる特別措置（面談票に記載のもの。①希望座席の措置、②介助者の入室、③盲導犬の入室、④車椅子での入室、⑤点字板、レーズライター、点字算盤、テープレコーダー、拡大鏡、照明器具等の持参利用、⑥特製機の持参利用）のほか、各センターで様々な以下のような支援が行われている。

【共通】

- ・障害者の受講時に事前相談（担当講師の了解を得るなどの対応）
- ・授業前に特別措置対応者がいることを担当講師に説明

- ・心理学実験系の授業について、学生がどの程度授業をこなせるかなど、担当講師と打合せ
- ・障害者の受講生がいる科目について、可能な限り、講義室を事務室のある階に変更
- ・学生に質問する科目については、シラバスにその旨明記
- ・授業で発言を求める教員にはシラバスにその旨記載するよう依頼
- ・ＳＣ施設内（講義室、トイレ、控室等）の案内（弱視、肢体不自由）
- ・休憩室の用意
- ・有料駐車場の身障者用駐車場を使用する場合、管理事務所に無料申請

【視覚障害】

- ・配付資料の拡大コピー
- ・プリント教材のテキストデータを事前に提供
- ・入構時、昼休み、ＳＣ近くのバス停まで等の移動の付き添い
- ・講義の録音（録音許可の判断は担当講師により異なる）
- ・電気スタンドの配置

【聴覚障害】

- ・指定席を教卓前に（講師左側位置）に確保（右耳難聴、左耳全く聞こえない）
- ・入学時に特別措置の申請をしていない者についても、若干の聴覚障害がある場合は座席配慮

【肢体不自由】

- ・階段昇降機の補助

【精神疾患等】

- ・他ＳＣで面接授業を受講するときに、本人の希望も受けて、障害の状況を知らせている
- ・不安障害で授業中に入出入りする学生がいることを、担当講師に連絡

（面接授業で行えない支援）

設問３－２ 面接授業の支援に関して相談を受けたが行えない支援があった場合、具体的に記入願います。

- 記載のあったセンターは１３
- 行えない支援として記載があった主なものは以下のとおり

〔心理学実験〕

- ・視覚障害学生の「心理学実験」の受講（授業内容が視覚に頼るので担当講師から受講を断られた）
- ・肢体不自由学生の「心理学実験」の受講（動作を伴う実験があるため）

[ノートテイカー、介助者]

- ・ノートテイカー（要約筆記者）の紹介
- ・介助者の配置
- ・下肢に障害があり筆圧が弱いためレポートの代筆希望
- ・車椅子の学生のトイレの介助（職員の業務とは言えない）

[センター外面接授業]

- ・肢体不自由学生（障害の程度が重い場合やセンター外で行われる面接授業の場合）の面接授業の受講
 - ・精神疾患と思われる他人とのコミュニケーションがとれない学生の、センター外の面接授業の受講（家族の同行をお願いしたが無理だった）
 - ・車椅子や歩行が困難な学生への付き添い（センター外授業など）
- 以上のことから、主に、①心理学実験の受講、②ノートテイカー、介助者の配置、③センター外面接授業の支援などの支援が難しいことが見てとれる。特に、心理学実験の受講については、認定心理士の資格取得の希望も多いことから、大学全体として、どのような支援を行っていくべきか大きな課題と思われる。

(SC独自の支援)

設問4-1 設問「3-1」(面接授業関係)に記入した以外のことで、貴SCで独自に行っている支援があれば、具体的に記入願います。(現在・過去を含む。相談票に記載された特別措置項目は除く。)

●記載のあったセンターは23

●各学習センターにおいて、下記のような様々な支援が行われている。

- ・精神疾患のある学生への科目登録手続きの支援(1人だと決断できないため)
- ・不安障害や発達障害のある学生に入学時に面談をした事務長が積極的に声かけ
- ・てんかん発作を起こす学生への迅速な対応を行うため、職員間で情報共有
- ・高齢の物忘れが激しい学生に、単位認定試験日の近日に確認の声かけ
- ・通信指導のマークシートへの記入(全盲者等)
- ・単位認定試験時のマークシート記入の代筆
- ・科目登録申請や学割証申請の代筆
- ・自習室の提供
- ・科目登録時に科目案内、面接授業時間割の希望する科目のシラバスを拡大配付(出願の個別相談等の時期でもあり、職員の負担大)
- ・肢体不自由者学生が、試験に来所した際、車の乗り降りが1人でできないため、職員が支援
- ・視覚障害学生に、科目登録の際、科目案内の興味ある科目のシラバスの読み聞かせ
- ・視覚障害学生の学習補助として、放送教材(CD)の長期貸出
- ・点訳ボランティアによる、点字冊子の作成、センター各室の点字表示
- ・視覚障害(全盲)の学生の通信指導の問題を、センターの音読サークルの学生に読んでもらえるよう仲介。

●主なものとして、①科目登録申請や各種手続きの代筆、②肢体不自由者への来所時の支援、③精神疾患のある学生への職員間の情報共有、日常的な声かけ、④その他サークルによる支援(通信指導問題の読み上げ)などがあげられる。

(SCで行えない支援)

設問4-2 障害学生にとって必要であるが貴SCだけでは行えない支援について、具体的に記入願います。

- 記載のあったセンターは16
- 学習センターでは実施できない支援や、今後支援を要望するものについて、以下のとおり記載があった。
 - ・点字を使用する視覚障害学生への支援（点字を判別できる職員がいない）
 - ・ノートテーカーや手話通訳者の配置
 - ・面接授業の授業内容のテキストデータ提供（講師の負担が大きい）
 - ・アスペルガー症候群の学生が面接授業を受講する際の対応（その行動により、他の学生から苦情がきたり、担当講師、職員の対応も困難）
 - ・全盲の入学希望者（最終的には入学せず）から、自宅もしくは最寄り駅からの送迎、センター内での介助支援の要望
 - ・身障者用トイレの整備（学習センター施設が、商業施設を借用しているため）
 - ・科目登録申請票の記入
 - ・全盲の学生が将来修士論文を提出したいと希望しており、過去の全盲学生の論文作成支援について具体的な支援内容を知りたいとの要望
 - ・所属学習センター（面談を行ったセンター）以外のセンターで行われる面接授業や単位認定試験の対応（統一した処置方法等について専門家の意見を聞いて、全国の学習センターに通知してはどうか）
 - ・視覚障害者のために通信指導問題をテキストデータで作成できない。
 - ・通信指導の点字や音声バージョンを作成してほしい。
 - ・視覚障害学生が音声ソフトを使用して、キャンパスネットワークを閲覧できるようにしてほしい。
 - ・精神疾患、発達障害の学生に対応する本部の専門相談窓口・職員の配置
 - ・面接授業登録の際、睡眠時無呼吸症候群により発作を起こし倒れる可能性があるため、学習センター職員に付き添いを要望（家族の付き添いが困難とのこと）
 - ・障害学生用の対応カウンター（改修工事に多額の費用が必要）
 - ・来所が困難な障害学生のための自宅等での試験実施（PC等活用）、単位認定試験のレポート等での代替措置の開発
- ※その他、単位認定試験に関し、これ以上別室受験が増えた場合、部屋を確保することが困難との意見があった。

設問5-1 上記の学生から相談を受けた際、貴SCで対応している「現在の体制」について記入願います。

- 多くの学習センターが、所長、事務長、学務（または総務）担当者が中心となって対応している
- 今回の回答では以下のような記載があった。（このほか、平成24年度実施の調査結果まとめを参照願います。）
 - ・特別措置を受けていないが、精神疾患を持っていると考えられる学生が複数おり、職員がその対応に苦慮している。
 - ・保護者との意思疎通を図り、面談を行うとともに、面談内容を双方が事後確認できるよう記録を残しておく。
 - ・専門のカウンセラーがいないため、精神疾患や発達障害の学生から相談を受けても適切に判断することができない。今後相談を受ける機会が増えてくると思われるが、どのように対応してよいか分からない。本来は必要な専門医や専門のカウンセラーが判断やアドバイスをすべき。センター職員が間違った判断をすると生命に関わるような大きな問題になる可能性があり対応できない状況にある。
 - ・臨床心理学を専門とする客員教員と連携して対応しているが、本務校との兼ね合いもあり頻繁には対応できない。
 - ・対応する職員の技量は様々。また、相手の話しぶりによっても印象が変わり均一な対応ができているとは言い難い。現状では、どういった対応をすべき相手なのか明確な基準がない中、その都度手探りででの対応となっており、担当係長が替わる都度、対応が変わる可能性が高い。
 - ・うつ病などの心理的トラブルを持っている学生の場合、電話等の対応を事務長に限定している。
 - ・まずは教務担当職員（必要に応じ事務長）が本人の申し出を聞き、その後、センター内での情報共有（具体的症状、予測される懸案事項、対処の方策など）を図っている。
 - ・通常は一対一対応としているが、問題があると見受けられれば、事務長が加わり対応する。
 - ・学生からの希望を受けて、単位認定試験の監督員を固定化している。
 - ・問い合わせがあれば、落ち着きを促すため、ゆっくりした口調で対応。話の内容がおかしいと思っても、否定したり正したりせず、相手の話をきくようにしている。
 - ・必要に応じ、客員教員（臨床心理学、教育心理学）に相談し、また、市の発達障害支援センターの助言も得ながら対応している。

(精神疾患や発達障害の学生からの相談への方策等について)

設問 5-2 学生（主として精神疾患や発達障害）からの相談に対応するため、今後 SC で相談体制に組み込めるような方策（若しくは実施可能な）があれば記入願います。

設問 5-3 障害者支援のボランティア団体について（わかる範囲で記入願います。）

<所見>

- ・半数を超える SC 等で、専門分野（臨床心理）の協力や、母体校・近隣医療機関からの協力が可能であると回答している。【5-2】
- ・ほとんどの SC 等において、近隣に障害者支援のためのボランティア団体はない（わからない含む）と回答している。【5-3】
- ・近隣にボランティア団体があると回答した SC では、具体の支援を受けた事例あり（車椅子学生の送迎や後押し、点訳冊子の作成、職員と学生の間に入っての会話補助等）。【5-3】

【設問 5-2】（重複回答あり）

- 臨床の客員いる、もしくはリクルートが可能・・・ 23 / 57
- 母体校の協力が得られる・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 / 57
- 近隣の医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 / 57
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 / 57

【設問 5-3】

(1) 近隣に障害者支援のためのボランティア団体があるか。

(母体校の場合、公認の学生サークルを含む)

- ある・・・ 9 / 56
- ない・・・ 47 / 56

(2) 貴所属 SC 学生がそのボランティア団体から支援を受けたことがあるか。

(上記 (1) で「ある」に回答の場合)

(SC から依頼した場合、あるいは学生が個人で依頼した場合、いずれの場合でも結構です。

分かる範囲で結構です。)

- ある・・・ 5 / 43
- ない・・・ 38 / 43

(3) どのような支援を受けたかを記入願います。

(上記 (2) で「ある」に回答の場合、分かる範囲で結構です。)

- ・要約筆記者の派遣を受け、授業、ゼミ等を受講している。
(学生が直接支援協会へ依頼)
- ・車椅子の学生の SC への送迎及び単位認定試験時の介助者として付き添っている。
- ・学習センターの「利用の手引き」（抜粋）の点訳冊子の作成
- ・学習センター各室の点字表示
- ・自宅から放送大学 SS へ移動のため、車椅子の後押しをする。
- ・本人が視聴したい CD、DVD の貸し出し、返却作業を代わりに行う。
- ・単位認定試験受験の際の代筆。（本人が発する回答を聞き取り、確認を行いながら解答作成をする。）

- ・SS事務職員との会話補助。言語障害のため、事務職員が聞き取れない内容について橋渡しをし、職員とのコミュニケーション作りに寄与している。
- ・視覚障害の学生が通信指導を学習する際に、点字図書館音訳奉仕員所属の当SCの学生が音訳作業を行い、学習のサポートを実施した。

(他機関での支援状況)

設問6-1 他機関で行っている支援、要望はあるが実施できない支援等、参考になりそうな情報があれば記入願います。

- 記載があったのは、5センター
- 概要は以下のとおり。
 - ・心理学科を持つ大学で、学生相談室が設置され、臨床心理士を中心に運営
また、教育学部の学生が積極的にボランティアに参加（ノートテイク等）
 - ・「障がい学生支援室」、「学生なんども相談室」の設置（心理カウンセラーを配置）
 - ・上下肢体障害者の学内における日常生活の世話の状況を大学説明会の個人面談を行ったが、本学の現状では困難と説明（相談者談：高等学校では対応してもらっていた。）
 - ・「大学コンソーシアム熊本」の医療福祉連携事業Ⅱ（障害学生支援）の取り組みとして、自閉、発達障害の学生への就職サポート、加盟大学内の障害学生への支援状況の情報交換等を実施
 - ・要約筆記者（ノートテイク）の公費での雇い上げ、学生ボランティアによる支援

(精神疾患、発達障害の学生への対応状況)

設問6-2 年々、精神疾患や発達障害の学生対応に苦慮するケースが増えていると認識しております。添付の2年前の調査以降、新たな事例等があれば記入願います。

- 記載のあったのは17センター
- 各学習センターにおいて、個別・具体的な深刻な問題について対応を迫られており、この対応に極めて苦慮している状況がみてとれた。

(その他)

設問6-3 その他、障害学生の支援について、ご自由に記入願います。緊急度が高いと思われることは、その旨を記入願います。

- 記載のあったのは24センター。具体的要望や緊急度の高いとの意見の主なものは以下のとおり
 - ・現状ではセンターの裁量に判断をゆだねられている部分が多い。障害者差別解消法施行は、全センター一律の措置基準を設けてほしい。
 - ・サテライトスペースの施設はバリアフリー化されておらず、身障者（下肢障害等）の受入れは困難
 - ・窓口対応は専門家がいないと解決できない。各センターに専門家を置くのは経済的にも無理と言えるが、せめて職員の労働条件等を改善すべきである。
 - ・視力障害、聴力障害の学生の心理学実験の受講の取扱いをどうするか。
 - ・化学物質アレルギーの学生への対応が困難
 - ・本人から申し出がないが、精神疾患が疑われる学生への対応が困難
 - ・学生との関係でこじれた場合は、大学として早急に白黒をつけてもらいたい。
 - ・早急に本部で専門医や専門のカウンセラーを常駐させる体制を整えるべき。
 - ・障害のある学生が増える中で、別室受験の試験室の確保が難しくなる。
 - ・学生からノートテイクやトイレ介助などの要望があった場合の予算措置があるか。
 - ・特異症状が出た場合、センター建物内にいると明らかに他の学生に迷惑がかかるときは、強制的に外に出すことを考えているが、方法として妥当か。その他有効な方法を教えてほしい。
 - ・聴覚障害の方から出願相談があったとき、面接授業や試験時に手話通訳を配置できるかどうか、また、ラジオ科目や語学の発音等は全くできないことについて質問があった。
 - ・無償ボランティアスタッフの支援が望ましいが、事故が起こった場合を考えると軽々に依頼できない。今後は、（費用を要するが）専門スタッフとの契約による支援体制が望ましいのではないか。
 - ・全盲の学生とサークル間のトラブルをめぐる問題で対応が難しい事例紹介があった。
 - ・本部での支援が試験以外では何もなされていないように思える。本部として、センターの現状を把握して、センターに対して率先して指示・指導（講習会や対応例の作成）すべきではないか。
 - ・サテライトスペースにおいて、施設の関係から、別室受験の部屋を確保することが難しくなっている。（一部の学生にはセンターでの受験を了承してもらっている。）
 - ・学習センター職員は専門的知識を持っていないため、今後は臨床心理士・社会福祉士等で対応できるよう、近隣の医療機関等と契約をお願いしたい。
 - ・どこまでが合理的配慮かが明確になるようなガイドラインを大学として明示してほしい。

第 3 部

放送大学国際シンポジウム 2015 (OJIS2015) 報告

国際シンポジウム (OJIS) 2015
「障害のある学生への支援：高等教育と ICT 活用」

まとめ

放送大学 広瀬洋子

2015年2月13日(金) 幕張メッセ国際会議場にて、国際シンポジウムを開催した。

今回のテーマは「障害のある学生への支援：高等教育と ICT 活用」である。日本では2013年に障害者差別解消法が制定され、この動きを受けて、大学では、2016年から障害者への差別が禁止され、学生に対する合理的配慮が国公立大学は義務化、私立大学は努力義務となった。日本の大学の支援状況は、米国と比して30年遅れていると指摘されており、現在、多くの大学がその対策に苦慮しているのが現状である。

テレビやラジオ、インターネットを利用した授業の提供システムを持っている放送大学には一般大学の2倍の障害のある学生が在籍し、印刷教材のテキストデータ配布、テレビの字幕付与など、障害者にとって学びやすい学習環境を用意してきた。しかし、この法制化に伴って、さらにICTを活用したアクセシブルな教材や支援システムの構築が求められている。

また、全国の高等教育機関との繋がりであれば、放送大学は高等教育機関の約30%、381校と単位互換協定を締結しており、全国の大学にとっても放送大学の学習環境のアクセシビリティ向上への期待は高まっている。

本シンポジウムでは、高等教育のICTを活用した障害者支援の分野で最も活躍する専門家たちが海外の事例や日本の課題、新しい取り組みなどについて、講演とパネルディスカッションを行った。

講演者は、ハワイ大学マノア校障害学研究センターの創立者兼所長で同校の障害学の教授ロバート・ストッデン博士、ワシントン大学、DO-ITセンターおよびアクセス技術センター(ATC)の所長、シェリル・バーグスターラー博士、英国公開大学の教育工学研究所主幹研究員、マーティン・クーパー氏、東京大学先端科学技術研究センターの近藤武夫博士、これら世界で最もアクティブな実践と研究に関わる錚々たるラインアップに、放送大学教授の広瀬洋子と柳沼良知が加わった。

また、ブースでのポスター発表には、筑波技術大学から二つの研究プロジェクトの参加を得た。

障害者高等教育研究支援センター 障害者支援研究部(聴覚障害関係) 三好茂樹准教授、保健科学部 情報システム学科 小林真准教授および産業技術学部 総合デザイン学科 鈴木拓弥准教授の3名である。

①聴覚障害学生向けソフトウェア操作教示ツール：

SZKIT 操作実演と教材提示のズレの問題を解決するツール。

②聴覚障害学生向け実技演習リアルタイム支援システム：

SZTAP 聴覚障害者が実技演習のときに、口頭で説明する内容を字幕などの情報におきかえ、実技演習を教示する教員の手元で情報保障を提示するシステム。

開会挨拶では、放送大学学園理事長白井克彦氏が、日本における障害者支援と ICT 活用の重要性を述べた。閉会挨拶では、岡部学長自身が東京大学先端科学技術研究センター在職時において、盲聾の研究者を採用した経験を踏まえ、講演者、参加者に謝辞を述べた。

以下にそれぞれの招待講演の概要を報告するとともに、パネルディスカッションにおいて議論された内容についても簡単にまとめる。

1. 放送大学の新しい挑戦：障害者支援の現状と課題

放送大学

広瀬洋子、柳沼良知

障害学生支援を充実させるためには、その基盤となる障害者差別禁止の法律が不可欠である。日本では、2016年4月から障害者差別解消法が施行されることになり、公的機関や私企業、とくに教育機関に対して大きな変化が迫られている。米国においては、大学の障害者支援は20～30年前から始まっている。

米国では1990年に成立した障害を持つアメリカ人法（ADA）は世界で最も画期的な障害者差別解消法と言われている。大学が障害を理由に学生や雇用者を差別していると訴えられ、大学が敗訴すれば、大学に対する連邦政府からの助成金がカットされる。大学運営の根幹にかかわる事であり、大学側は内側からも ADA がしっかりと遵守されているかを見張っている。日本はまだそういうシステムがないので、障害学生支援の実現には多くの課題が山積している。

まず、放送大学での障害者支援、とりわけ情報技術との関連で紹介する。放送大学では設立当初からのTV授業、ラジオ授業という従来型の放送メディアによる提供に加えて、近年、インターネットでTV授業やラジオ授業をオンデマンド方式で視聴できるようになった。インターネット配信授業のサイトにはIDを持つ在学生のみが入ることが可能である。また、印刷教材は、視覚等に困難がある学生の要望があれば、学習センターを通して、デジタルデータで配布するシステムを構築している。

こうした遠隔教育の手法は障害のある学生にとって有益であり、障害学生のニーズに合わせて教材や教授法を改良し工夫することは、新しいICTの可能性を広げるチャンスでも

あり、結果的に多くの学生が恩恵を受けることにも繋がるだろう。

放送大学の2013年度後期のデータでは、90154名の在学生のうち、自己申告した障害学生が698名（全体の0.77%）である。数は少なく見えるが、申告しない学生も多く、視力や聴力、移動等に問題のある高齢の学生を含めれば、支援を求める学生数は数倍に及ぶだろう。

放送大学はメディアの活用において、日本の高等教育機関の中で最も恵まれている大学といえるが、障害者支援に関しては、まだ沢山の解決すべき課題を抱えている。放送大学の講義はTVとラジオで放送されているので、一般の視聴者も享受することができる。

映像に付与される字幕は、聴覚障害と発達障害の学生のみならず、高齢の学生にも有益で、多方面からの要望も高い。

ここで放送大学におけるICTサポートについて紹介する。

① インターネット配信

放送大学では、TV、ラジオ、印刷教材で授業を行っている。

TV講義の字幕付与率は、2015年度には約50%になり、数年以内に大方の講義に字幕が付与される予定である。

インターネット配信では、TV科目の85%、ラジオ科目のほぼ100%がインターネットで配信されている。

② 障害者を考慮したWebサイト

放送大学のWebページは、障害者への考慮をしたものになっているが、完全にアクセシブルとは言えない。文字の大きさを変えることが可能で、音声読み上げ機能も利用できる。視覚障害者向けの専用ページでは、表など読み上げソフトが読みにくい部分を、読みやすい形にして掲載しており、授業時間割や、試験時間割、点字化された科目の一覧等、視覚障害者にとって重要度の高い情報をアップしている。

③ 学生課 障がい学生支援係

視覚などに障害のある学生には、履修科目の印刷教材のテキストデータをCD-Rに焼き付けたものを自宅に送付する。また、ボランティアによって点訳された印刷教材の教科名リストは、視覚障害者向けの特設サイトに掲載している。

④ 大学教員のためのICT活用ヒント集

障害者への対応も含めた、授業改善のためのビデオクリップ集やQ&Aが用意されている。

⑤ 障害者支援プロジェクト

ラジオへの字幕/画像の付与を、京都大学、河原研究室と共同で音声認識技術を使った研究開発を行っている。

放送大学（OUJ）の障害者支援が充実し進化することは、放送大学の学生のみならず、放送大学と単位互換をしている全国の381校の大学に学ぶ多くの学生にとっても有益である。

OIJ の存在意義の一つは、最新の知見をもとに最新の教育工学を十全に活用して全国の大学と共同して日本の高等教育の発展に尽くすことである。そういう観点からも多くの大学が OIJ と単位互換協定を結び、講義を受けることで、各大学は、その大学ならではの専門的な授業に対して障害者支援のリソースを重点的に注ぐことができるだろう。

今後は、関連教育機関、ボランティア組織、公的サービス機関が連携して、包括的な高等教育における障害者支援を充実させることが求められるだろう。

2. アメリカ合衆国における高等教育の障害者支援 ～30年の変遷～

ロバート・ストッデン博士

ハワイ大学マノア校 障害学研究センター所長兼教授

ストッデン博士 は、ハワイ大学マノア校障害学研究センターの創立者兼所長で同校の障害学の教授である。また大学障害者センター協会（AUCD）の会長および障害学研究分野における他のいくつかの専門的団体の会長を務めた。

アメリカ合衆国における障害者教育政策が、高等教育の場においてどのように支援や配慮を提供する仕組みが作られ、導入されてきたか、その変遷について考察したい。

米国の障害者支援は、「人権」「権利」という概念を中心に発展してきた。それは黒人の公民権運動に端を発し、マイノリティが公平な社会参加を求める運動によって、裁判や政治的過程を通して戦い、勝ち得てきたものである。格差を訴訟によって解消するというのは、きわめてアメリカ的なやり方である。

しかし、こうした権利中心の戦い方には、負の側面もある。まず、支援や配慮を受けるために、障害者の適格性が問題となり、障害種別や障害の程度などによって、人を分類し、レッテルを貼る。それは、同時に社会的烙印を押しすることにも繋がる。また、法整備は各障害者団体の権利擁護の運動によって作られるので、特定の集団に関連するものになりやすい。

よって、配慮や支援を提供する側にとっては、「法令遵守」しているか、していないか、訴訟されないか、という事が最重要事項となる。つまり、「法令遵守」した上で、必要最小限のサービスを提供するということになる。その支援は、障害者一人一人にとって、本当のニーズを考えたものにはならない場合が多い。

合衆国において、この問題を考える上で重要な三つの法律について述べたい。

一つ目は、1975年に成立した個別障害者教育法で、3歳～21歳の初等・中等教育機関にいる学生を対象とする。ここでは、「無料かつ適切な公教育」と「制約が最小限である環境」という二つの要素が重視され、生徒一人一人にあった個別の計画が立てられる。ここでは、特別な指導を特別な教室で行うことがあり、教育を提供する側には効率的な方法ではある。しかし、こういう教室では、教員の生徒に対する期待値は低く授業内容も充実してはいない。

高等教育を目指す生徒にとっては不十分なものである。

二つ目は、16歳以上の障害者に適用されるリハビリテーション法 504 条であり、主に雇用に向けた準備や雇用を支援している。連邦の助成金を受けている機関はこの法律を遵守する義務があり、違反すれば連邦からの助成金はカットされる。高等教育機関はこの範疇に入るので、サービスや支援が行われる。

この法律では、障害者に自分の障害を自己申告することが求められるので、自己のニーズを把握し、セルフ・アドボカシー(self-advocacy)のスキルを磨くことが、サバイバルの上で重要なものとなる。個別障害者教育法によっては包括的にサービスが提供されたが、504 条のもとでは、より必要最低限のサービスに移行するので、こうした自分で必要な支援を主張できる能力が必要になる。

三つ目は、障害を持つアメリカ人法 (ADA) で、これは主に成人の障害者に適用される。平等のアクセスが官民で提供されることが求められ、雇用、住宅、雇用、高等教育にも適用される。自己申告が必要とされ、自らの障害の状況を文書で提供しなければならない。

つまり障害学生は、様々な年齢で、様々な障害があり、それぞれが異なる法律でカバーされている状況である。つまり初等・中等教育での政策と、高等教育での政策は異なっており、そこでの支援も異なっている。

大学は障害者支援オフィスを持っているが、その質や量は様々である。高等教育機関では、配慮、支援、サービスの提供がある。配慮とは、施設の調整や技術や教材、追加の時間など調整しアクセスできるようにすることである。支援とは、カウンセリングや、授業料などの援助、コーチング、通訳、朗読、なども含まれる。サービスは、特殊教育や支援技術サービスなどが含まれ、特定の障害に合わせた職業訓練や身体的訓練に関わるニーズに合わせたサービスがある。

様々な学習の問題を抱える学生に重要なのは、教員、スタッフ、学生の「姿勢」である。多くの教員は、障害学生が支援を受けながら専門分野で学位を取る事に理解があるとは言えない。彼らに対してマイナスの影響がないか、を自問する必要がある。

この 40 年、大学における障害学生は、その数も特質も変化している。今日では、身体的あるいは視覚、聴覚障害は減少しており、むしろ、学習障害や精神障害のある学生が増加している。自己申告する者もいれば、しない者もいる。

今後は、アクセスという狭義の考え方から、より幅広い支援が求められている。キャンパス全体の文化の中で、包括的な障害者支援が求められている。つまり、障害のあるなしを超えて、多くの学生も享受できる、学習のためのユニバーサルデザインが求められている。

3. アクセシブルな e-Learning への準備 ～DO-IT の経験から～

シェリル・バーグスターラー博士

DO-IT センター・ATC 所長（創立者）・教授

バーグスターラー博士は、「障害、機会、インターネットワーキング、技術 (DO-IT) センター」と「アクセス技術センター(ATC)」を創立し、所長を務めている。障害のある学生が e-Learning プログラムにおいて直面するアクセスの課題について考察したい。とくに焦点をあてたいのは、障害のある学生にアクセス可能な授業やコース教材を提供するために教員が知っておくべきこと、さらに教員に対する技能開発支援やその継続の必要性についてである。また、教員、オンラインラーニング設計者、大学管理者のそれぞれの役割について考察し、情報を共有したいと思う。

バーグスターラー博士は、ワシントン大学において、コンピュータを教育や研究に活用する教員をサポートするために、1984年にアクセス技術センター(ATC)を設立した。この年は Mac が生まれた年でもある。

その後、1992年に DO-IT センターを設立したのは、アシスティブ・テクノロジーの分野に加えて、障害者が使いやすいコンピュータなどテクノロジーの設計に関わるためである。

こうした活動の大きな目的は、誰にでもアクセシブルなコースやプログラムの開発である。音声読み上げ、字幕付与を始め、多様な機器によって様々な障害のある学生を支援している。障害者が自分の障害やニーズを自己申告することは重要であるが、同時に、誰もが使えるユニバーサルデザイン型の学習環境をつくることが求められる。

MOOCs のような大規模オンライン講座、LMS や学習マネジメントなど、様々なシステムがあるが、アクセシビリティの点では様々な課題がある。

大学が、差別に関して複数の訴訟を抱えているケースも少なくないが、近年ではオンライン学習のアクセシビリティに関するものが出てきた。

オンライン学習を構築するときには、大学の意思決定に関わる人が法令遵守を理解し、設計の最初の段階から障害者への配慮を考えることが必要である。

ファイルの形式はアクセシブルか、マウスを使わずキーボードだけで使えるようになっていないか、地図や写真などには文書の説明が付与されているか、オーディオには字幕があるか、などはその一例である。

バーグスターラー博士は、ラトガーズ大学で「オンライン教育におけるアクセシビリティと法令遵守」という非同期のオンラインコースを制作し、教えている。対象者はコース設計者やプログラム運営者、オンラインの講師である。

法的知識、ユニバーサルデザインの必要性、配慮が必要な学生への対応、アシスティブ・

テクノロジーや各種ガイドラインなどについての知識を学習させている。ビデオやリンクを使うとともに、様々なディスカッションも行っている。

ワシントン大学には Access DL という米国および各国のアクセシブルオンラインに関するリソースがあるので、多いに活用していただきたい。

最後に質問に答える形で、学習障害や発達障害に関する支援方法として、①読み上げソフトの活用、②目標の明確化、③時間的配慮の必要性などについて話した。また、学習を進めて行く上で、段階的にすべきことを明確にし、アウトラインなどを作ると良い。専門用語などを多用せずに、わかりやすい言葉で、学生が何をすべきなのかをステップバイステップで導いていくことが重要である。

4. 全学で取り組むアクセシビリティ～英国公開大学（OU）の経験から～

マーティン・クーパー氏

英国公開大学 教育工学研究所主幹研究員

クーパー氏は、人工頭脳学と制御工学を学び、1991年に障害者のための技術コンサルタント会社を設立し、1998年から英国公開大学で、学習アプリケーションの開発とマルチメディア技術グループ（Multimedia and Enabling Technologies Group）の特任講師を経て、現在は公開大学の教育工学研究所主幹研究員（教育メディアのアクセシビリティ）を務めている。

障害のある学生が高等教育を享受するために、いかに大学の学習環境をアクセシブルなものにするかが重要な鍵となるかについて、英国公開大学（OU）の経験をもとに議論した。ここで述べたいのは、大学が一丸となり、組織的な幅広い対応の必要性と、オンライン学習の教材のアクセシビリティと障害のある学生への支援についてである。

英国には障害者差別禁止法があり、教育機関は障害を理由とした差別をしてはならない。同時に合理的な調整によって、障害者が教育を享受できるようにしなければならない。

OUには在学学生24万人のうち、約2万人（12%）の障害のある学生が学んでいる。大学は彼らに教育の平等なアクセスを提供する極めて厳しい法的・倫理的責任を負っている。OUでは、1970年の設立当初から障害者への支援は重要事項の一つであり、教科書の朗読テープの配布や映像素材への字幕付与、支援機器の貸与、野外活動への参加を可能にするなど、様々な支援を行ってきた。しかし、縦割りの支援システムであり、大学の違う部署との連携が必ずしも良好だったわけではない。

英国では、2000年以降、遠隔学習のオンライン学習への移行が加速された。とくに2010年から、OU内部で「より良いアクセシビリティの確保」：（SeGA）というプログラムが開始された。このプログラムでは、ウェブ開発者にとってアクセシビリティの課題に 대응しやすいように設計されている。増加するオンライン教育が障害のある学生のニーズを満たすものにするために大幅な改善が行われ、

ガイドラインはWCAG2.0を修正したものである。

<http://www.open.ac.uk/about/web-standards/standards/accessibility-standards/accessibilit>

<SeGAプログラムの目的>

- ①責任と義務の明確化
- ②障害学生のカリキュラムへのアクセシビリティの改善
- ③職員の役割と責任に対する理解の向上
- ④合理的調整に関する文書化の品質向上
- ⑤調整に関する全体費用の削減
- ⑥アクセシビリティのベストプラクティスを可能にする組織的な周知向上

⑦学生に提供されたアクセシビリティレベルの可視性の改善

科目は、その領域の専門家4～5人、時には25～30人によってコースチームが作られ、企画され、メディアや教育学や編集者の協力を得て、教材や授業が制作される。アクセシビリティに関しても、このコースチームが科目の全体の責任を持ちながら、技術などに詳しい専門家が彼らを支えている。学内では、電子印刷教材や印刷教材をアクセシブルなものに変換し、オンラインメディアはWCAG2.0に準拠させ、教材のアクセシビリティについても確認している。

ここで重要なのは、こうした情報を科目登録を担当する教務課や、学生から電話やメールで相談を受けるコールセンターなどが共有し、ニーズのある学生に対して、各教科のアクセシビリティの状況を伝えることが出来るように連携していることである。ニーズセンターや、アクセスセンターという部署では、科目のアクセシビリティを評価し、支援が必要な学生には、どのような支援技術やサポートが必要かを調べ教えることもしている。

OUで特筆すべきことは、こうしたそれぞれの科目の学習を全国に総勢7,000名いるチューターが支えていることである。コースには、地域学習センターのチューターが配置され、1人のチューターは15～20名程度の学生と直接、またインターネットなどを介してコンタクトを取りながら、学生の学習状況やニーズを把握し指導する。障害のある学生の困難は、まずチューターに伝わり、チューターが支援の専門家や部署につなげ必要な支援をするようになっている。こうした情報はコースチームにも伝達され、追加の対応や、出来ない場合は代替案を考え、学生の学習を担保するのである。

最も強調したいのは、大学教育のアクセシビリティを向上させるには、単にウェブ開発者や障害学生支援部署に丸投げしては実現できないということである。障害のある学生のニーズに応えるためには、教育機関内の様々な部署や人々の相互の協力が必要不可欠である。

5. 日本の高等教育の障害学生支援の現状とこれからの課題

～ICT利用の観点から～

近藤武夫 博士

東京大学 先端科学技術研究センター 准教授

2014年1月、日本は国連障害者権利条約へ批准したことを背景として、2016年4月からは障害者差別解消法により、障害者への差別禁止と合理的配慮の提供が行われる。こうした制度的変化により、日本の高等教育における障害者支援は、限られた教育機関でのみ行われる「Good Practice（優れた取組例）」から、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が法的に求められることにより、全ての教育機関が実施すべき法令遵守の取り組みのひとつとなる。合理的配慮とは、障害のある学生から求められた個別ニーズへの対応であり、かつ、その教育機関にとって過度な負担と言えないものをいう。「合理的配慮」には明確なメニューがあるわけではなく、学生本人と教職員などの関係者で適切な変更・調整を行う合意形成をしていくことが、具体的な合理的配慮の実現プロセスとなっていく。こうして、大学での学びという社会参加活動にその学生が参加することを阻んでいる要因（社会的障壁）を除去し、障害のある人が社会的に排除されない学びの環境を構築していくことが目指されることとなる。

ICT活用は、学生が障害により参加できない環境を具体的に調整するための、合理的配慮の手段の一つとして用いられる。例えば、米国や欧州のいくつかの国や日本の障害学生支援先進校では、以下の①～⑥のような支援は大学において一般的に行われることであり、その中にはICTの利用許可も複数含まれていることがわかる。

- ①試験の配慮：別室受験、試験時間延長の許可、代筆者・代読者の提供、音声読み上げ機能の使用、音声入力、キーボード入力の許可
- ②記録の代替：ノートテイカー（ノート作成の人的支援）の提供、録音、撮影、パソコン利用によるノート作成の許可
- ③教科書・教材へのアクセシビリティ：教科書・教材を代替フォーマット（点字、音声、拡大、電子テキストファイル等）に変換したものの提供、字幕のないビデオ教材への字幕追加
- ④音声言語へのアクセシビリティ：手話通訳、文字通訳（パソコン要約筆記）の提供
- ⑤建物とその機能へのアクセシビリティ：教室、寮、コンピュータ室、図書館、実験室等の部屋と設備へのアクセス保障
- ⑥その他の支援技術による自立サポート（1～5をICTにより支援）：コンピュータ利用を可能にする代替入力装置（特殊キーボード、特殊マウス、スイッチなど）の貸与、拡大カメラ、タイマー、耳栓、ノイズキャンセリングヘッドフォン、読み支援目的のルーラー、

蛍光ペンの使用許可、緊急避難用階段昇降器具の準備等

特に米国では、これらの支援は、すべての大学に障害学生支援の専門部署があり、そこに所属する職員を中心に合理的配慮のコーディネートが行われる。試験の内容や教員の信条・態度・授業の目的によっては認められない配慮内容もある(キーボードやカメラ、録音など、ICTの利用もまた授業上の何らかの理由により一旦拒否されることもある)。しかしそれで障害のある学生が教育活動への参加から安易に排除されることがあってはならないため、個別のケースで調整が必要となる。学生個人に向けた支援提供だけではなく、変更調整の合意に関するコーディネートが重要な職務となっている。

こうした配慮の一般的選択肢も、現在の日本の大学すべてで広く認知されていることとは言えない状況がある。今後、障害のある学生が大学教育に参加する機会を保障するための方法論として、教室や建物のアクセス整備といった面だけでなく、障害のある学生が試験や授業参加を可能とするICTを活用することについて、社会的な認知を作り上げていく必要がある。

6. パネルディスカッション

1時間という制約の中で出来るだけ充実した議論をしたいと思い、参加者には入場時に質問票を配布し、ディスカッション前に集めた。質問票は32枚、60~70近い質問が集まった。テーマを分類し、関心の高い質問を関連付けて取り上げたので、以下要点を紹介する。

①米国の大学で、合理的配慮が欠如していると訴えられたケースはあるのか。

ストッデン博士:米国ではADAのもとでは、教職員にも合理的配慮をしなければならない。一例をあげると、障害のある教員がコンピュータのアップデートと必要なソフトのインストールを求めたが大学は購入を拒否した。彼女は公民権オフィスに持ち込んだので、そこで調停がなされ、大学が費用を負担することで和解が成立した。大学が法廷の場で敗訴すれば、大学に対する連邦政府からの助成金を失います。学生ローンや研究・教育の予算はそうした助成金から出ているので、大学にとって大きな損失に繋がる。

バーグスターラー博士:最近アクセシビリティの欠如が問題となるケースが増えている。公民権オフィスが調査に乗り込み、大学は改善すべきリストと是正案(Webサイトや学習管理システム等の改善)を期限つきで提示することが求められた。

②今後、日本の大学ではどうなるのか。

近藤博士:国際的な障害者権利条約の枠組みのもとに障害者差別解消法があるので、最終的には司法の調停や判決に委ねられる。現在、多くの大学にはハラスメント室があり、調停機能があるので、そこを参考に大学内に調停機能を持つことが重要だろう。

③中等教育から高等教育への移行、就職の準備。

ストッデン博士：米国では、初等中等教育では、特殊教育などが通常の学校の中で提供される。学齢が低いときは健常の子と一緒に学んだほうが良い成果がでるが、高学年になり、教科の内容が難しくなると、ついていけない子がでてくるので特殊学級で学習することになる。10年生～12年生になってくると、すべての生徒は高等教育への準備が必要になってくる。

バークスターラー博士：米国の大学では就職支援室で面接訓練、履歴書の書き方、コーチング等を受ける。障害学生は合理的配慮を受けながらこうしたプログラムを受ける。自分の障害について、どういうタイミングでどのように説明すべきか、などを学ぶ。発達障害、とくに自閉症スペクトラムの場合は、通常の10倍の訓練が必要である。夏休みのインターンシップなどをきっかけに雇用につながるケースもある。

④大学には障害のある教職員はどのくらいいるのか。

クーパー氏：英国の場合、障害者は全人口の12～15%なので、英国公開大学にも10%はいる。最近、学内に@enable というメーリングリストが作られ、障害のある教職員が100名は参加している。障害のあるスタッフや技術者の存在は、アクセシビリティ向上の推進力になる。

⑤障害者支援の予算はどこから出ているのか。

ストッデン博士：米国では私立も公立も大学の予算から支出される。連邦からの助成金は使用できない。大学は合理的配慮の予算を支援室に与えるが、コンピュータ関連の支援技術であれば、コンピュータ部門の予算、Webサイトのアクセシビリティなどは、サイトの予算から捻出すべきである。

クーパー氏：英国では政府が障害のある学生に直接、助成金を交付している。当事者がニーズに合わせてノートテイクや手話通訳者を依頼し、支払っている。しかし問題もある。障害の種別や程度などによって交付の可否が決まるので、ニーズはあっても法的に適合しないと支援が得られないケースが出てくる。

⑥米国や英国では発達障害への支援が増えている。日本では、発達障害の子どもは自分が何で困っているのかわからない。親もどうしてよいかかわからない。日本で彼らが高等教育機関で学ぶためにはどうしたらよいか。

近藤博士：日本では、発達障害、ここでは自閉症スペクトラムを意味しているのだろうが、当事者が高等教育でどのような支援が必要かを理解していない場合が多い。聴覚障害者も情報保障について知らない。自分に必要な支援とは何かを知る必要がある。自閉症スペクトラムは暗黙の了解がわからないと言われているが、生育過程で、しっかり言語で伝達するこ

とを訓練すると、自分はこういう事がわかりにくいから、こう伝えてほしい、と言えるようになる。

バーグスターラー博士：米国でも、小さい頃から自分のニーズを人に説明する訓練が必要だ。とくに高校から大学に移行するにあたって、自己紹介、自分の障害について話すスキルを育てる必要がある。そのためにも自分の障害を理解することは重要だ。

近藤博士：大学で障害者用の寮に入るか入らないも自分で決める。学生たちが自分で選択し、それを支援してくれる人やシステムがあることが大切だ。日本では、障害者が大学で学ぶことや実習に行くことに疑問を持つ人もいるが、当事者がそういう人に対して建設的に説明することができる力を育てることが重要だ。

⑦LMS（学習管理システム）や Moodle のユニバーサルデザインはどうすれば良いのか。

バーグスターラー博士：新しい LMS を探す場合、ワシントン大学ではアシスティブ・テクノロジーのコンサルタントが関わってくれる。Blackboard や eCollege など比較したが、Canvas が一番良いということになった。それで州がこれを採用することになったが、バージョンアップした Canvas には以前装備していたアクセシビリティ機能がなくなっていた。Canvas 社の人も気づいてなかったので、我々と一緒に仕事を進めたいと言った。

Canvas の利用者 100 人くらいが集まりユーザ組織を作り、Canvas 社にアクセシビリティの改善を迫った。大学に対しても同じだ。アクセシビリティのないものを作っても法律違反にはならないが、アクセシビリティに関する苦情が出たら、大学は精査して、改善しなくてはならない。

クーパー氏：英国公開大学では、Moodle のカスタムバージョンを使用している。5 年前に多額の投資をしてカスタマイズしたものを、開発をしているユーザ・コミュニティに提供し、次の Moodle のバージョンには、それが搭載された。ディスカッションフォーラムは、スクリーンリーダー使用者には使いにくい。今、それを簡単にスキャンして、何が書いてあるかすぐに分かる仕組みを作ろうとしている。LMS の導入にあたっては、アクセシビリティに関してよく調査する必要がある。

近藤博士：アメリカの大学はアクセシビリティに対するポリシーが明確で、学内に専門家がいる。だから外注するとき業者や技術者ときちんと対話ができる。日本では、そういう人がおらず、業者に丸投げしてしまうのでニーズに合った製品やシステムを選択できない。

柳沼教授：放送大学では、オンライン科目を始めるにあたり、どういった支援が必要なのか、悩んでいる。英国では物理を TeX で数式表示をしているというが、まず TeX を学ぶ必要がある。オンライン学習のテストはどうすれば良いのか悩むところだ。

⑧日本への提言

ストッデン博士：障害をマイナスに捉えずに、違いと捉えることが大切である。障害があっても、将来に希望を持つ権利がある。

バーグスターラー博士: 米国ではエンジニアリングチームを作るときに、メンバーの多様性を重視する。様々な文化や男女、障害もその一つであると考えることが大切だ。

クーパー氏: 日本が欧米に遅れていると言われているが、先達の経験を踏まえればすぐに追いつく。

近藤博士: 日本では現在、法律が成立して、今後どういうルールを作るかという予期不安が先行している。当事者はこれまで善意にすぎっていたが、これからは変化する。電子データを前もって配布してもらうことも普通に依頼できるようになるだろう。

最後に日本の障害者支援と ICT 活用の未来は、学内の既存の縦割り主義の考え方や行動をやめて、当事者、教員、支援スタッフ、技術の専門家が問題を共有することによって問題は解決されていくだろうとの合意でディスカッションを終えた。

7. 最後に

2014 年の「世界に広がるオンライン教育の潮流」を受けて、今回のテーマ「障害のある学生への支援—高等教育と ICT 活用—」の中でも、オンライン学習のアクセシビリティなどが中心的議題となった。日本では、障害者差別解消法が 2016 年から施行されることになり、障害者支援のシステムや内容について議論される機会は増えたものの、米国や英国の専門家からの ICT 活用を含む議論にふれる機会は少ない。今回のシンポジウムに、多くの人が集まり、最後まで熱い議論が続いたことに感謝したい。放送大学は全国で最もメディアを活用した大学であり、一般の大学の 2 倍の障害のある学生が在籍している。Web サイトや教材のアクセシビリティを向上させる努力が続いている。今後、放送大学にとってオンライン学習はますます重要な位置を占めていくだろう。そのときに、設計の最初の段階からアクセシビリティを考え、多様な学びを支える環境を整備していくことが求められる。

障害者支援システムを構築することは、少数の障害者のためだけではなく、幅広い年齢層、留学生など多様な学生に学びやすい環境を作るために欠かせない事だという認識を新たにしました。

付記：配慮と情報保障に関して

日英同時通訳：3名体制

文字通訳：4名体制 文字通訳者作成の字幕を、サブスクリーンに投影

手話通訳：3名体制 会場前方での手話通訳の実施

モバイル情報保障：2名体制 文字通訳字幕を、モバイル端末にて Internet 配信

(会場内に Wi-Fi 環境提供) 文字通訳者が要約筆記用ソフト IPtalk を用いて入力した字幕を、要約筆記ツール ITBC2 で受信し、聴講者のモバイル端末に配信した。

配信用 PC にネットワークカードを2枚装着し、片方を文字通訳用のセグメント(字幕受信)、もう片方をモバイル配信用のセグメント(字幕送信)とすることで、文字通訳用のネットワークへの悪影響を避けた。

反省点：多数の端末が Wi-Fi アクセスポイントに接続を試みたことにより、一部の時間帯でアクセスポイントに接続できないことがあった。

また、IPtalk と ITBC2 の接続が不安定で、すべての字幕を送信できず、それを回避するための操作が IPtalk への字幕入力に影響を与えるという問題があった。

その他

前方座席指定、車椅子対応、盲導犬対応、拡大資料印刷

資料の配布等(シンポジウム開催前にシンポジウムサイトにて事前配布を実施。開催後は、一部資料を報告サイトにて公開)





參考資料

放送大学における視覚障がい者への支援と課題

—ボランティア組織「菜の花の会」12年の軌跡から—
広瀬 洋子)

The Open University of Japan's Support Systems for Disabled Students

—Learning from the experiences of “Nanohana no kai”,
the voluntary support group for visually impaired students—

Yoko HIROSE

The purpose of this paper is to examine the activities and significance of ‘Nanohana no kai’, a voluntary support group for the visually impaired at the Open University of Japan, in terms of utilization of ICT and support for students with disabilities. This discussion will lead the way in how we build a support system for students with diverse learning needs at the Open University of Japan.

Utilization of ICT will significantly change university education worldwide. At the Open University of Japan, beyond the traditional media of television and radio broadcasting, the improvement of students' abilities to use computers, the enhancement of the e-Learning system, and digital learning materials have become pressing issues.

Digital learning materials are to achieve flexible forms of learning. In particular, for the elderly, the disabled, and international students who have language problems, a media technology which presents languages in various ways will be useful to improve their learning skills.

However, laws are required to ensure that students with disabilities are assisted. These already exist in North America, Australia, and the EU. Japanese universities may lag 20 years behind in disability services. As revealed in this paper, the Open University in Japan enrolls more than twice the number of disabled students than other universities in Japan. The increase in disability services at the Open University of Japan will not only support students at this university, but will also challenged students in other universities which share a credit-transfer system with the Open University of Japan.

はじめに

本稿の目的は、放送大学の視覚障がい者をボランティアの立場から支えてきた「菜の花の会」の活動の意義と歴史を、ICT活用と障がい者支援という二つの立場から検討し、今後の放送大学における多様な学生への支援システム構築の一助とすることである。

ICT活用は世界の大学のあり方を大きく変えようとしている。放送大学においても従来型の放送メディアに加え、パソコン能力の向上、インターネット活用は喫緊の課題となっている。印刷教材のデジタル化は、柔軟でフレキシブルな学びの形を提供する。とくに、障がい者、高齢者、留学生など、教材の言語情報を享受するのにハンディのある学生にとって、「読む・聞く・見る」を多様な方法で提示するメディア技術は学習を飛躍的に向上させる。

一方、大学における障がい者支援の義務化は世界の潮流となっている。北米・豪州、EUなどの大学では、強制力を伴う法律によって支援が義務づけられており、法制化されていない日本の現状は20年遅れていると言わざるを得ない。放送大学には、通常の大学の2倍以上の障がい学生が在籍している上、単位互換にある大学には障がい者が在籍している。多くの大学が障がい者への教育的配慮に苦慮しているのも事実である。こうした状況の中で、放送大学の障がい者支援を充実させることは、放送大学の学生のみならず、日本の大学に学ぶ障がい者全体を支援することになる。

放送大学の視覚障がい者は、140名前後。総学生数8万人といわれる大学の中では圧倒的なマイノリティに違いない。しかし、ICT活用能力に関して言えば、視覚障がいのある学生の中には一般学生よりも高い能力を持つ者が多い。ここ20年のメディア技術の進歩は視覚障がい者の学習環境を飛躍的に向上させてきたからだ。彼らのICT活用に寄り添う形で支援してきた「菜の花の会」の活動を検討することは、放送大学の未来のフレキシブルな学習環境を可視化し、新たな教材の有り方や、学びの形を提案することに大きな意味を持つものと思われる。

ボランティア組織「菜の花の会」は、放送大学第一期生、杉山和子氏によって発足し、12年の活動のほとんどを杉山が担ってきた。この功績に対して2010年度の卒業式に石前学長から特別賞が授与された。放送教育開発センター在職中から大学における障がい者支援の研究を行ってきた広瀬は、「菜の花の会」の経験とノウハウを大学として継承すべく同年より杉山に障がい者支援プロジェクトの研究補佐員として協力を要請した。2011年度からは大学学生課にお

いて、二宮副学長をチーフに発足した障がい者支援ワーキングチームのアドバイザー的役割も担っている。この論考は杉山和子氏の協力なしには、書き得なかったものである。ここに杉山和子氏（以下、杉山）の活動に対して心からの経緯と感謝の念を表すとともに、全国の点訳サークルの関係者の方々に心からの感謝を捧げたい。

1. 放送大学における障がい者の実態

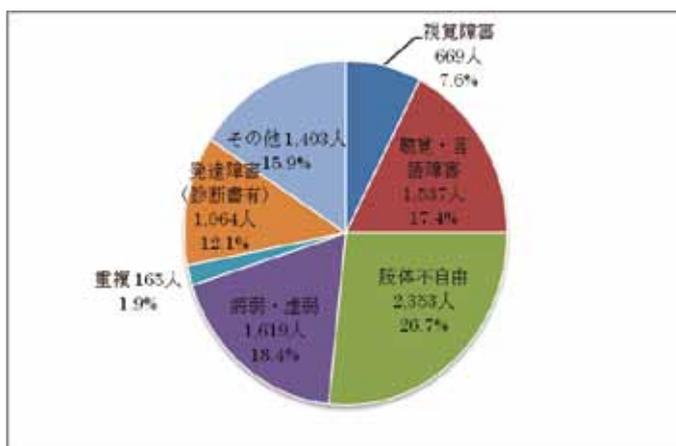
1.1. 日本の高等教育機関における障がい者

日本の高等教育において障がい者への門戸開放が本格的に開始されたのは、1970年代後半である。それから40余年、日本学生支援機構の調査¹によれば、現在では全国の高等教育機関の64.3%が障がい者を受け入れている。急激な高齢化と、障がい者に対する世界的な人権意識の高まりが、日本社会のユニバーサルデザイン化に対する希求を高め、政府や自治体も障がい者の教育に積極的に取り組むようになってきた。

2011年度、全国の大学、短期大学及び高等専門学校に学ぶ障がい学生は8,810人（全学生数に対する割合0.27%）。全国の高等教育機関1,220校のうちの627校、つまり64.3%の機関に障がい者は在籍している。障がい学生の総数は8,810人（前年度7,103人）で、障がい学生在籍率（=障がい学生数÷学生数×100(%)）は、0.27%（同0.22%）であった。

障がい学生8,810人の障がい種別内訳は、以下の表1を参照して欲しい。

図1 障がい学生の障がい種別内訳



1.2. 放送大学に学ぶ障がい者

放送大学には、2011年度5月1日現在、学部・修士課程合わせて、567名の障がい者を有する学生が学んでいる。² 放送大学における障がい学生の定義は、障がい者手帳の有無にかかわらず、「身体に障がいをもつことにより修学上の特別措置を希望する者」を指す。特別措置を望む者は、入学前に学習センターにおいて面談する必要があるが、大学側は障がい者手帳、診断書等の提出は求めているものの、強制的なものではなく、それに関する規程はない。よって多くの場合、学習センター所長の判断に任される事が多い。

ちなみに、放送大学の障がい者の在籍率は、全体の0.64%である。先の日本学生支援機構の調査では、日本の大学に学ぶ障がい学生在籍率が0.27%である。障がい者の定義が異なるので、単純な比較はできないが、放送大学には障がいがあっても申告しない者、加齢等で視力や聴力に問題がある者、また入学後に障がいを持つことになった者も数多くいる。全国でも最も障がい者が多い大学と言う事もできるだろう。

¹ 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生または健康診断等において障がいがあることが明らかになった学生。

² この数字は出願時に「身体に障がいをもつことにより修学上の特別措置を希望する者」から抽出した。

表1 障がい者を有する者の在学状況（学部）

学生種類	合計	視覚	聴覚	肢体不自由 ・病弱	その他
合計	522	126	11	288	97
全科履修生	388	98	7	212	71
選科履修生	87	19	4	47	17
科目履修生	43	9	0	26	8
特別聴講生	4	0	0	3	1

表2 障がい者を有する者の在学状況（修士課程）

学生種類	合計	視覚	聴覚	肢体不自由 ・病弱	その他
合計	45	16	0	28	1
修士全科生	9	4	0	4	1
修士選科生	31	10	0	21	0
修士科目生	5	2	0	3	0

1.3.学習センターにおける障がい者への配慮

学習センターでは以上のような配慮を行っている。

表3 面接授業及び単位認定試験等での特別措置

特別措置例	備考
専用駐車場の用意	
車いすでの入室	歩行者補縄装具の装着
介助者の入室	
パソコン・テープレコーダー等の持ち込み	希望座席の措置（コンセントの近く、左側の席）
別室用意	病院での受験
試験時間の延長	試験時間の延長 1.5 倍
ベットの上での受験	特製機の持参利用
拡大鏡・拡大問題解答用紙	点眼薬の持参利用
点字または音声出題	注意・口頭伝達事項の監督者による筆談
試験監督員によるマークシートへの解答転記	
介助者による代筆解答	介助者による問題の対面朗読
点字板等	点字タイプライター使用

2. 放送大学の視覚障がい者の現状

2.1. 視覚障がい者の数

ここで本論の中心となる放送大学の視覚障がい者に目を向けてみよう。2008~2011年までの4年間では、平均122.4名が在学し、障がい者全体の中で、25%を占めている。ちなみに肢体不自由は275.4名で56%、聴覚障がい15.6名で3%、その他77名で15.7%である。2011年度現在、全国の高等教育機関には、669人の視覚障がい者が在籍している。うち、放送大学には142人（学部126人、大学院16人）が学んでおり、全体の21%を占めている。放送大学は、筑波技術大学等、障がい者に特化した大学以外では、日本で最も多くの視覚障がい者が学んでいる大学と言える。ちなみに筑波技術大学は前身の筑波技術短大の頃より放送大学の単位互換校となっており、今でも多くの学生が放送大学の授業を受講している。

2.2. 学習におけるバリア：「いかに文字情報を読むか」

放送大学に入学した視覚障がい者が、困難に感じているバリアには以下の事項が上げられる。

- ① 大学からの情報（募集要項その他・ウェブ情報）、②学習センターのバリア（単位認定試験・面接授業・施設バリア）、③放送授業教材（TV・ラジオ・インターネット配信）、④印刷教材、⑤その他（通信指導等）が上げられる。

2.2.1. 大学からの情報

大学からの情報は、募集要項・各種お知らせ、授業や試験の時間割や日程など数々あるが、ここでは、放送大学のウェブサイトについて検討したい。

放送大学ウェブサイトのアクセシビリティ³については以下のように記載されている。

「・・・「アクセシブルなウェブサイト」を目指して、JIS X8341-3（「高齢者・障がい者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」）の指針を尊重した制作・運営を行っています。尚、ページの中にはポリシーに対応していない部分もありますので、必要に応じて順次対応を図っていくよう努めます」「音声読み上げソフトを利用している方にも正しい情報が伝わるように、画像に対する代替情報の提供や、ページの読み上げ順に対する配慮などを行っています」

しかし、実際に読み上げソフトで読み上げてみると、学生にとって最も重要な情報である「授業科目と単位認定試験の一覧」などは、表になって提示されているために、読み上げソフトは表の枠に阻まれ、情報伝達の機能に問題がある。

2.2.2. 学習センターにおける配慮（単位認定試験・面接授業・施設面での配慮）

● 試験の措置

学習センターでは、点字受験、音声受験、第三者代理解答記入などの制度を講じている。

一般的に視覚障がい者全体の中で、点字使用者の割合は7%前後であり、ほとんどは生得的、あるいは学齢期に障がいを持ち、盲学校等で教育を受けた者である。彼らの中にはパソコン操作技術は高く、健常者以上の能力を有している者も少なくない。しかし、人生半ばで障がいをもった者の多くは点字を使用できず、音声中心に情報を得ている。

以下の表は、平成20年から23年1学期までに、視覚障がい者が単位認定試験を音声または点字での出題を申請した数を示している。音声出題と、点字出題を要望する学生数では、点字が若干多いという点が見てとれる。

³ <http://www.ouj.ac.jp/hp/abouthp/>

表 4 視覚障がい者への試験時の対応

出題区分		合 計				学 部				大 学 院			
		音 声		点 字		音 声		点 字		音 声		点 字	
年度・学期		科目数	受験資格者数	科目数	受験資格者数	科目数	受験資格者数	科目数	受験資格者数	科目数	受験資格者数	科目数	受験資格者数
平均		81	118	81	129	75	112	73	121	6	6	8	8
平成	第1学期	93	135	75	118	84	126	68	111	9	9	7	7
21年度	第2学期	85	120	82	128	78	113	69	115	7	7	13	13
平成	第1学期	73	112	83	144	69	107	75	135	4	5	8	9
21年度	第2学期	78	107	81	128	73	102	78	125	5	5	3	3
平成	第1学期	77	112	89	128	71	106	80	119	6	6	9	9
22年度	第2学期	82	121	75	126	76	115	69	120	6	6	6	6
平成	第1学期	84	103	83	116	78	96	77	110	6	7	6	6
23年度	第2学期												

施設面での配慮

スロープ、障がい者用駐車場、視覚障がい者用ブロック、施設内の移動、教室の点字表示などは各学習センターに任され、大学全体としての方針はない。

2.2.3. 授業教材に関する視覚障がい者への配慮

1) テレビ科目・ラジオ科目

放送教材については、副音声等の特別措置は講じていない。

3. 視覚障がい者の読書環境とメディア技術

3.1. 読書環境の変遷

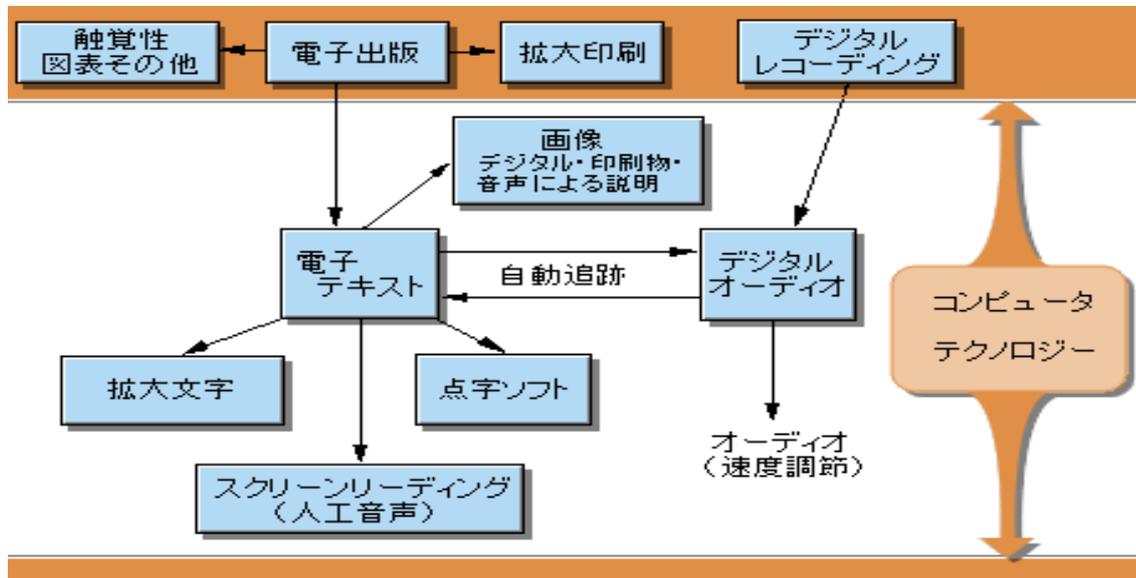
19世紀にフランスで点字が考案され、日本でも1890年に日本点字が制定され利用されるようになった。録音図書は1970年代にカセットテープが登場し広く普及された。1980年代後半から、パソコンが登場し、音声読み上げソフトも開発され、視覚障がい者にとって、テキストファイルとともに点字データファイルも重要な情報源となった。視覚障がい者もパソコンで文章を書けるようになり、点訳者はパソコンで点訳するようになった。

1990年代後半には、インターネットのホームページを音声で読み上げる事ができるようになった。さらに、OCR技術の発展により、印刷物を音声で読み上げる読書機も開発され、盲人の情報源の中にも印刷物が組み込まれるようになった。

パソコンなどICTの発達によって視覚障がい者の学習環境は飛躍的に改善した。現在、視覚障がい者の中には、ICT活用能力の高い学生がたくさんいると同時に、人生半ばで視力に障がいをきたした者や高齢者の中にはこうした技術を享受できない者もいる。

3.2.メディア技術を活用した視覚障がい者の読書方法

図2



印刷教材を電子テキスト化することによって、スクリーンリーディング、拡大文字、点字ソフト化、デジタルオーディオなど障がいに合わせてインターフェースを選択できるような視覚障がい者のための学習電子環境の構築を進めてきた。点字は、点字プリンターで打ち出して読み、他に、パソコンに繋げた点字ディスプレイ⁴という装置で読むこともできる。

4. ボランティア組織「菜の花の会」

4.1 成り立ちと活動の歩み

ボランティア組織「菜の花の会」は、放送大学の第一期生、杉山和子（以下、杉山）によって発足。

杉山は仙台の高校を卒業後、日本板硝子に就職、結婚し家庭に入り、二人の子育てをした後、1985年に放送大学に第一期生として入学、1989年に「発達と教育」を修了し卒業。卒業後、点字を学び、理数点訳サークルと英語専門点訳サークルの二つに所属し、点訳ボランティアを始める。

・1999年（平成11年）

杉山は、日本点字図書館の専門書対面朗読ボランティアとして、放送大学の全盲の学生に出会い、視覚障がい者が抱える最大の問題である「印刷教材」を「どのように読むか」ということに支援を始めた。

視覚障がい者が印刷教材を読む場合の以下の方法がある。

- ①朗読テープ、②点訳、③デジタルデータをパソコン読み上げソフトで読む。

印刷教材の点訳本を入手したい学生は、各地に点在するボランティアの点訳サークルに依頼する。

しかし、点訳サークル間の情報は共有されていないために、同じ科目の印刷教材が各地で重複して点訳されている可能性がある。かつては、点訳は手仕事で紙に点を打っていたが、最近ではパソコンの点訳ソフトで点字化され、点字データとして保存することが可能となっている。そこで、杉山は、大学側・学生・点訳サークルが随時、点訳済み印刷教材と所在の情報を閲覧できるためのデータベースの構築の必要性を痛感する。

⁴ パソコン画面に表示される情報をリアルタイムに点字で表示するディスプレイ。

恩師の星薫准教授に相談したところ、障がい者支援に熱心な三ツ木任一、埼玉学習センター所長に紹介され、その後、麻生副学長に面会。副学長の計らいで、杉山は教務課から視覚障がい者の連絡先リストを入手する。これによって視覚障がい者に直接連絡し、印刷教材の点訳に関する情報を把握することが可能となる。

・2000年（平成12年）

放送大学、ボランティアサークル「菜の花の会」が正式に発足する。

点訳済みリスト作り開始。

視覚障がい者に、会の目的、活動内容を付した点字の手紙を送付し、点訳に関する情報を収集する。

5月、第1回「点訳済みリスト」を発行。その後は年に2回情報を更新し発行。

リストには、点訳済みと点訳中の科目名、点訳データを保有する点訳サークルの連絡先が記載されている。リストは、放送大学の教務課の担当者と点訳サークルに郵送され、情報共有が可能となる。これによって学生は必要な点訳データを保有するサークルから受け取ることが可能となり、重複点訳がなくなる。

・2001年（平成13年）

2学期分から、単位認定試験、放送授業時間の時間割を杉山が点訳し、学生への無料送付開始。放送大学の「大学の窓」で「菜の花の会」の活動が紹介される。

・2003年（平成15年）

丹保学長に「菜の花の会」の活動を説明する機会を得る。放送大学広報誌「On Air」、TV「大学の窓」に紹介される。教務課教材係（以下教材係とする）が杉山に、点訳する印刷教材を事前に貸与することが開始された。点訳には1冊のテキストに2か月程度要する。学期が始まる数か月前に杉山が印刷教材を点訳サークルに渡すことで点訳作業が円滑になる。

・2006年（平成18年）

大学の教材係が、印刷教材テキストデータの配布を開始する。教材係が、印刷教材を出版する放送大学教育振興会から印刷教材のテキストデータを得て、必要とする学生に提供することが可能となる。学生はテキストデータをパソコンの読み上げソフトを利用して読むことが可能になる。

しかし、教材係が配布するデータは、読み上げソフトでは読みにくい状態であった。教務課と協議した結果、「菜の花の会」が学生の代理としてテキストデータの申請を行い、届いたデータを修正し、学生に提供することになった。

・2007年（平成19年）

杉山の夫がパーキンソン病を発病。

・2009年（平成21年）

夫の介護のために、2011年の5月15日付をもって活動を終結することを決意し大学に連絡。

・2010年（平成22年）

放送大学の卒業式に「菜の花の会」の活動に対して、卒業式で特別表彰を受ける。

・2011年5月15日（平成23年5月15日）

「菜の花の会」の最後のリスト『点訳済み科目名リスト第23号（最終号）』を発行。

これまでに協力してくれた点訳サークルに感謝の意をこめて、杉山が23年間に調べた約3万名の人名の読み方を入れたCDを送付。

「菜の花の会」の活動内容は以下である。

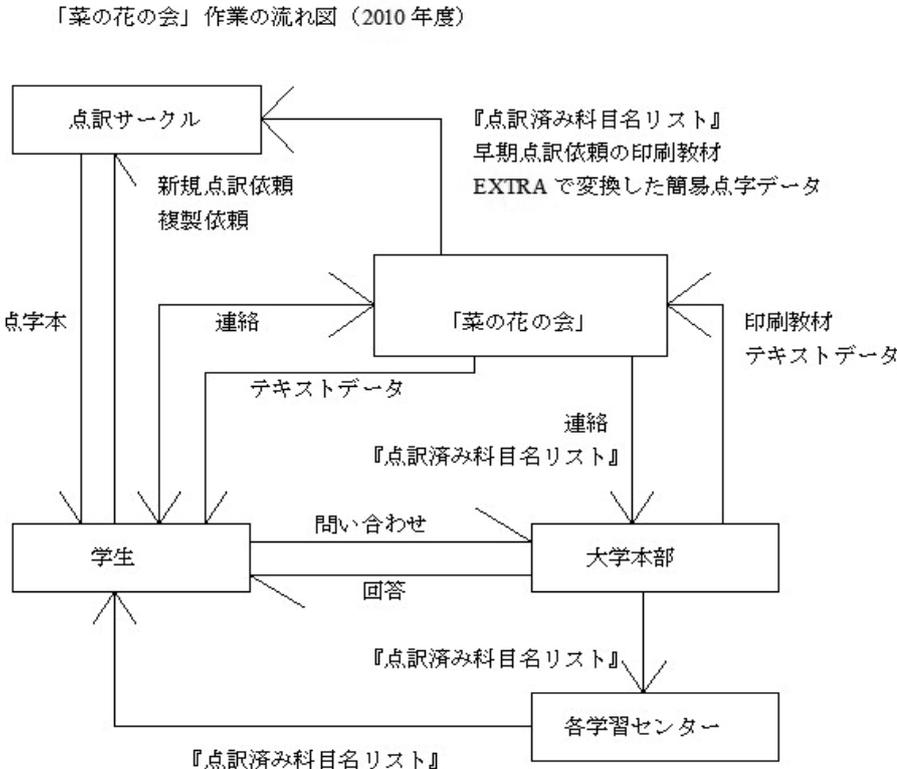
- ①視覚障がい学生からの学習に関する個別相談
- ②点訳済みリストの作成
- ③テキストデータの修正

④早期点訳依頼の対応

⑤大学の重要な情報（単位認定試験と放送授業の時間割）の点訳とテキストデータを学生に直接送付。

4.2. 「菜の花の会」活動内容

図3



1) 「点訳済みリスト」作成に関する活動
年に2回、5月と11月に更新し発行。

2) テキストデータに関する活動

2006年春から大学側が、申請する学生にテキストデータの提供を開始した。当初は、直接申請し、テキストデータを入手する学生が数人いたが、その学生達から、大学から貰ったテキストデータがパソコンで読めないという相談があった。

菜の花の会の支援

①学生から電話かメールで、テキストデータの依頼を受けると、杉山の手元にデータがある場合は、学生にメール添付あるいはフロッピーディスクで送付。テキストデータが手元にない場合は、杉山が大学側の申請用紙に、日付、科目コード、科目名、申請学生名、住所を記入して申請する。

②大学からは科目ごとにCDに入れたテキストデータが杉山に送付される。しかし、テキストデータは不完全なものが多いので、学生が読めるような形に修正し学生に送る。同じ科目を申請してきた学生の場合は、大学には申請せずすでにあるデータを学生に送付する。

③大学から届いたテキストデータは訂正し保存し、フォルダにまとめて保管し、テキストデータリストを更新しておく。これらは大学院も同様である。

④作業は年に2回行っているが、テキストデータの訂正作業はそのデータの完成度によって異なるが、1日から3日

を要する。年度が替わるごとに閉講科目については別フォルダにまとめる。リストの更新も行う。

3) 「早期点訳依頼」に関して

2003年4月から、丹保学長の配慮で、大学に申請すれば次の学期に科目登録する予定の科目の印刷教材が借りられるようになる。

- ①学生は、学期が始まる半年前に、印刷教材の点訳を点訳サークルに依頼する。それを杉山に連絡。
- ②杉山は学生からの連絡をまとめて、大学に印刷教材貸与を申請。
- ③大学から杉山に教材が送付され、杉山が各点訳サークルに送付。
- ④点訳完了後は、点訳サークルから学生に点訳本を送付。
- ⑤これらの科目名はリストに反映させる。

4) 「菜の花の会」の協力員について

2002年の「On Air」によって「菜の花の会」の活動が紹介され、テキスト入力者、点訳者が数名ずつ協力を申し出てきた。その人達には「通信指導」の入力を引き受けて貰った。通信指導には締め切りがあるため、学生一人につき、入力者一人として入力にあたった。

5) 時間割について

杉山が学期ごとに単位認定試験と放送授業の時間割のテキストデータ化と点訳。

6) 学生からの相談

学生は放送大学の仕組みやその他について、いろいろな事が分からず、相談する相手も限られているため、電話、メールで相談してくるので、杉山が相談役となっていた。卒業後も進路や学習方法、そのほかいろいろな相談をしてくる学生が多数いた。

7) 運営費用について

「菜の花の会」は会費等を徴収しておらず、活動に必要な費用はすべて杉山が負担していた。

5. 放送大学に求められる支援システムの構築にむけて

ここまで、12年の長きに渡り、「菜の花の会」の活動が放送大学に学ぶ多くの視覚障がい者の学習を支えていた経緯と内容について論じてきた。その成功の秘訣は、第一に、杉山自身が放送大学の第一期生であり、放送大学の学習方法やしぐみを理解している点である。第二に、卒業後に、杉山自身が点字と出会い、研鑽を積むことによって、理科系・文化系・英語等の幅広い点訳をこなせる数少ない点訳者として成長し、視覚障がい者と触れあう中で、彼らの学習上の問題点を一つ一つ取り除く努力を惜しまなかった点である。第三には、杉山自身の学びへの飽くなき情熱が、近年の目覚ましいメディア技術の発展を常に先取りする形で学習し、視覚障がい者支援を発展させてきたことが上げられる。「菜の花の会」の歴史は、家庭人として子育てをしてきた一人の主婦が、放送大学で学ぶことを契機に、視覚障がい者の学習支援において傑出した活躍をする専門家に成長した記録ともいえよう。

ここでは詳しくは論じないが、米国、カナダ、豪州、EU諸国などでは、強制力を持つ法の力によって、教育における障がい者支援がなされており、ほとんどの大学に障がい者支援部局が設置され、学習の支援が行われている。杉山によって支えられてきた視覚障がい者支援が、今後、どのような形で放送大学が学び、継承していくことが出来るのか、あるいは、後退して行ってしまうのか、放送大学の真価がまさに問われている。

ここで新しい大学の動きを紹介しよう。

特別支援検討ワーキンググループの誕生

放送大学では、2011年4月から二宮副学長を筆頭に、学生委員会の中に「特別支援検討ワーキンググループ」が設けられ、放送大学における障がい学生の修学に関する特別支援の改善や充実についての検討が始まった。視覚障がい者に関していえば、以下の3点が喫緊の課題である。

1) 放送大学のウェブページのアクセシビリティ

米国、豪州、カナダ、EU では、大学を含む公共機関のウェブページのアクセシビリティの確保は社会的コンセンサスとなっており、大学側は内側からも常にアクセシビリティには目を配っている。放送大学の現在のウェブページに関しては、その運営方法や掲載方法については、多いに議論すべき課題である。

2011年9月から、放送大学のウェブページのバナーの真下に、「視覚障がい者の方へ」というリンクを作成し、「単位認定試験」と「放送授業時間割」の掲載をスタートさせた。これは、学生課において杉山が、パソコンの読み上げソフトで読みやすい形式に加工したものである。11月には2012年1学期の情報も加えられた。現段階では、情報内容は限られており、今後はいかに多くの情報をアクセシブルな形で提供することができるかが課題である。

2) 点訳済みリストの更新と公表

視覚障がい者にとって、放送大学で履修するさいに、どの科目がすでにテキストデータ化されているか、あるいは点訳されているのか、についての情報は必要不可欠なものである。菜の花の会の活動停止に伴い、これらのリストは、2011年5月現在を最後にとどまっている。これらのリストの更新を、いかに大学側が継続していくかが問題である。

そして、ウェブ上に更新した最新の科目名リストを掲載することが望まれる。これを実現させるためには、放送大学が全国の点訳サークルと連携し協力体制を整えることが必要である。

3) 印刷教材のテキストデータ化

大学側が、現在、テキストの発行元である放送大学教育振興会から提供を受けている印刷教材のテキストデータは、必ずしもパソコンの音声読み上げソフトでは読みやすいものではないので、菜の花の会では修正をおこなって学生に渡していた。今後は、その修正をどのような形で大学側が行うかが問題である。さらに言えば、印刷教材の電子ブック化が実現すると、

そのまま読み上げソフトで読むことが可能となる。

まとめ

障がい者支援の研究と実践は、単にマイノリティである障がい者だけに資するものではない。読み・書き・聞くことに困難を持つ学生の支援は、たとえば日本語の知識のない留学生や海外の学生にも多いに役立つ学習スタイルを提案することにつながる。開かれた大学、ICTを活用したフレキシブルな学習形態、多様な学生のための多様な学びの実現、これら放送大学の目指す教育目標は、障がい者支援の実践と多いに関連するものである。今後、放送大学がインターネットの活用、双方向性の高い授業、印刷教材等の電子化など、新たなチャレンジを進展させる中で、大学全体として障がい者支援の意識を向上させ、FDの機会を増やし、また障がい者支援の最前線にある学習センターとの連携を強化させていくことが重要である。

最後に杉山和子氏と、彼女を支え励ましてこられたご家族の皆さまに心からの敬意と感謝を表したい。

参考資料 2

(学生課障がい学生支援係より提供)

放送大学印刷教材点訳済みリスト一覧 (学部)

(平成 26 年 7 月 2 日現在)

語学

英語の軌跡をたどる旅 (' 1 3)

英文法 A to Z (' 1 3)

実践英語 (' 1 0)

基礎からの英文法 (' 0 9) *

発音をめぐる冒険 (' 1 2) (一級点字)

あ行

イスラーム世界の歴史的展開 (' 1 1)

か行

かしこくなる患者学 (' 0 7) *

看護学概説 (' 1 0)

記憶の心理学 (' 0 8) *

教育心理学概論 (' 0 9) *

教育と心理の巨人たち (' 1 0)

グローバリゼーションの人類学 (' 1 1)

現代日本社会における音楽 (' 0 8) *

現代の国際政治 (' 1 3)

現代の生涯学習 (' 1 2)

現代の犯罪と刑罰 (' 0 9)

現代南アジアの政治 (' 1 2)

公衆衛生 (' 0 9)

幸福の社会理論 (' 0 8) *

国際共生に向けた健康への挑戦 (' 0 8) *

国際理解のために (' 1 3)

コミュニケーション論序説 (' 0 7) *

さ行

実存と現象学の哲学（'09）
思春期・青年期の心理臨床（'09）＊
失敗予防の住まい学（'09）＊
市民と社会を生きるために（'09）
社会保険の現代的課題（'12）
障がいと共に暮らす（'09）＊
障がいのある生活を支援する（'13）
食と健康（'12）
人格心理学（'09）
心理カウンセリング序説（'09）
心理学概論（'12）
心理学史（'10）
心理と教育を学ぶために（'12）
心理臨床とイメージ（'10）
心理臨床の基礎（'08）＊
生活知と科学知（'09）
生活とリスク（'07）＊
生命と環境の倫理（'10）＊

た行

都市社会の社会学（'12）

な行

日本経済史（'12）
日本国憲法（'05）＊
日本語からたどる文化（'11）
日本語表現法（'07）＊
日本の近世（'07）＊
日本のマスメディア（'07）＊
認知行動療法（'14）
認知神経科学（'12）

は行

ひと学への招待（'12）
仏教と儒教（'13）

保育カウンセリング（'08）＊
Political Economy of Japan（'10）

ま行

身近な統計（'12）

や行

ヨーロッパ政治史（'10）＊

ら行

リハビリテーション（'13）

歴史からみる中国（'13）

歴史と人間（'08）＊

※リストは一部閉講科目を含みます。

＊2014年度現在閉講科目

放送大学印刷教材点訳済みリスト一覧（大学院）
（平成 26 年 7 月 2 日現在）

家族心理学特論（'14）
教育心理学特論（'12）
計算論（'10）
現代社会心理学特論（'11）
現代物理学の論理と方法（'13）
障害児・障害者心理学特論（'13）
食健康科学（'09）
数理科学の方法（'09）
精神医学特論（'10）
発達心理学特論（'11）
物質環境科学（'14）
臨床心理学研究法特論（'12）
臨床心理学特論（'11）
臨床心理学面接特論（'13）
臨床心理地域援助特論（'11）

英国公開大学 (The Open University) における
障害者の学習支援システム

広瀬 洋子¹⁾

The Support Systems for the Students with Disabilities
in the Open University
Yoko HIROSE

要旨

本稿は英国オープンユニヴァーシティ (OU) の障害者支援を二つテーマから構成される。前半は、OU の建学の精神である「開かれた大学」の理念が、英国社会の障害者政策や高等教育を取り巻く社会的変化の中で、どのように障害者支援において実現されてきたかについて議論する。後半は、急速な IT 化の流れの中で、現在の OU の障害者支援がどのように行われているのかを吟味する。

設立当初、OU の教職員たちは聴覚障害者のために、小さな小屋の中で、テキストを朗読し、テープは手作業で必要な学生の元に郵送されていた。こうした開学当初からの障害者支援への志は、やがて急速な ICT の進展により、コンピュータやインターネットを駆使した e-learning の普及と呼応して発展していった。非伝統型学生に学習機会を出来る限りの方法で提供しようという志と、大学全体の ICT 活用の流れが出会い、今日の支援体制が確立された。インターネット配信を始め、急速に IT 化を進めようとする放送大学にとって、OU の経験から学ぶところが多いのではないだろうか。

ABSTRACT

In this paper, I would like to discuss the way in which the services for the students with disabilities had been developed in Open University U.K.

Firstly, I shall try to analyze the development of OU support systems for the students with disabilities in relation to other factors such as the historical background of British higher education in the latter part of the 20th century.

Secondly, I shall focus on the OU present support systems accordance with the development of Information Technologies.

はじめに

1969 年に認可を受け、1972 年に開学した英国オープンユニヴァーシティ (OU) は、従来の社会や教育体制の中で構造的に高等教育から疎外されてきた人たちに広く門戸を開放したことは周知の事実である。働きながら学びたい人達にハイスタンダードな高等教育の機

会を充てる OU の試みは、その後の世界の遠隔高等教育に大きな影響を与え続けている。1983 年に設立された日本の放送大学も、OU をモデルとし、幾度となく訪問調査を繰り返して、折あるごとに関係者を招聘してきた。しかし、OU が開設当初より積極的に取り組んできた障害者対応の教材制作や学習支援システムについて言及される機会は少ない。筆者は 1989 年に OU の障害者支援局を初めて訪問し、2000 年に再訪した。その間、障害者支援部門と連絡を取り合いながら、教材やサイトの変化を観察しながら、支援方法や IT 化の流れを幾つかの論考をまとめた¹²³。放送大学の授業番組『共生の時代を生きる』⁴や、TV 特別授業講義『大学のユニバーサルデザイン』⁵で、米国の大学における障害支援の方略や日本の現状について紹介してきた。

米国では障害学生の割合は現在 10%前後であり、ヨーロッパの国々もそれに近づいている。日本では障害学生の総数は約 6,000 人、高等教育を受ける学生の約 0.17%（日本学生支援機構、2009）にすぎない。多様なメディアを利用した授業形態、自宅学習を中心とする授業、無試験入学などの遠隔高等教育の特性は、従来の教育制度の枠組みの外にあった多くの障害者や高齢者に高等教育への道を大きく開いている。我が国の高齢化社会の生涯教育を考えた場合、“身体の障害の配慮”と“多様な学び方”は放送大学の絶対条件とも言える。

本稿では、OU の開設当初の“開かれた大学”の理念が、インフォメーションテクノロジー（ICT）の進展とどのように融合し、現在の OU の障害者支援システムとして機能しているのかについて論じたい。

1. OU 開学当初の障害者支援

OU は開学当初から障害者⁶を積極的に受け入れてきた。ここでは、OU の創立理念と障害者支援がどのような関係にあるのかを紹介したい。

1.1. OU の障害者に対する基本姿勢

1979 年に出版されたウォルター・ペリーの『オープンユニヴァーシティ』⁷によれば、「一般の入学希望者が応募の先着順で受け入れられるのに対して、特殊学生は先着順の枠外扱

1 広瀬洋子(1990)「英国における障害者教育の展開：文化現象としての公開大学の障害者への門戸開放」、『放送教育開発センター研究紀要 No.4』 p.147-186

2 広瀬洋子(2000)「インフォメーションテクノロジーと高等教育：英国オープンユニヴァーシティにおける障害者の学習支援システム」『メディア教育研究 No.5』 p.1-25

3 広瀬洋子(2000)「英国オープンユニヴァーシティの IT 戦略」『大学評価・学位授与機構研究紀要 No.13』 p.5-25

4 広瀬洋子(2000)、「高等教育における障害者支援」『共生の時代を生きる』（江渕一公編）

5 広瀬洋子(2004)『高等教育のユニバーサルデザイン』放送大学 TV 特別講義

6 OU では、「視覚・聴覚・ろう・移動困難・病弱・精神障害・学習障害等」を指す

7 ウォルター・ペリー(1979)『オープンユニヴァーシティ』創元社

いとされ、審査のうえ優先的な入学が保障されている」。ここでいう特殊学生とは、障害者の他に、長期入院者、長期受刑者、軍属の兵士、船員を指し、OUが唯一大学教育を与え得る人々を指している。

ペリーによれば、「1971年には入学保障の25名以外に少なくとも50名のかなりの重度身障者が通常の入学許可を受けているようである。1972年には190名に入学保障をしたが、うち65名は盲・聾・麻痺、81名がその他の身障者であった。・・・1975年には身障者は1,200人を超えた。全国改善研究センターの1973年の調査では、英国では一般大学生中の身障者は554名にすぎず、いかに公開大学（OU）が身障者の大学教育にも役立っているかわかるのである」⁸ 設立当初のサマースクールでは、書類上入学保障した障害者の他にも、多くの重度障害者が通常の入学許可を受けていたことが判明した。その後OUは入学希望者に、障害を申告することを積極的に勧め、それによって学習支援が得られることをあらゆる機会に説明した。そして学習の補助機器の紹介や各種の機関と連携した障害者の学習支援システム開発に本格的に乗り出したのである。

OU理事会は、障害者の高等教育に果たす役割と、議会や関係筋よりの要望の重大性を認識し、1975年4月に、次の8項目を確認する声明書を発表した。その内容は以下のとおりである。

- (1) 学則第3条により身障者にも門戸を開く。
- (2) 身障者の入学には特別の考慮をする。
- (3) 身障者の取り扱いの各種の情報や助言を全教職員に常時流して啓蒙する。
- (4) 身障者の学生生活への参加を可能にする必要な措置を可能な限り実施する。
- (5) 全プログラムに身障者を差別せず、参加可能にするよう特別の準備をする。
- (6) 身障学生やその卒業生の就職にも関心を払い身障者一般の就業に留意する。
- (7) 国内外の他の身障者教育機関との連携の強化をはかる。
- (8) 政府や地方自治体、その他諸方面よりの経済的援助を得るよう努力する。

その後、身障者の数は、1988年には2,762名⁹、1997年には5,500名、1999年には6,000名と増加し、最新のデータでは2009年には9,000名となっている¹⁰。

1.2. 社会政策の中で

OUは開学以来今日まで上記の基本方針を貫いているが、戦後の英国の社会政策としての障害者への社会的対応も段階的に整備されてきた。ここで、OUの設立当時の英国の社会政策としての障害者支援がどのように関連していたかを、当時の法令とその効果をとおして考えてみたい。

⁸ ウォルター・ペリー(1979)、前提書、p196-197

⁹ 広瀬洋子(1990)、前提書 p.150

¹⁰ <http://www.open.ac.uk/disability/> (2010.11.10)

OU の設立と時を同じくして、1970 年に「慢性疾患及び障害者法」(Chronically Sick and Disabled Persons Act) が制定された。これによって地方自治体の社会サービス部門に、障害者のための設備やサービスの提供が義務づけられた。高等教育機関に対しても、施設整備の充実と、積極的な障害者受け入れが指示された。法令の成立と実行には時間的なずれがあったが、それゆえに、国会などで OU の障害者へ対する社会的責任が公に言及され、支援策が具体的に実行されていく追い風ともなった。

1978 年のワーノック報告¹¹を受けて、1981 年に「教育法」が成立し、地域の学校の障害児への教育整備と、特殊学校、一般校とともに専門教員の拡充がなされた。加えて同年に制定された「障害者法」(Disabled Persons Act)のもと、「道路交通規制法」(Road Traffic Person Act)によって交通機関に障害者への特別のサービスが義務づけられ、日常の移動の自由が保障された。この施策は障害者の社会参画への条件を現実的に整備する基礎となり、OU の障害者にとっても、学習センターや、サマースクールへの参加が容易になった。1995 年に発令された Disability Discrimination Act 95 は、1993 年の米国の障害者差別禁止法 (ADA) と同様に、就職、設備やサービス、不動産の売買や賃借等に関して、障害ゆえにこうむる不利益や差別を社会のあらゆる場所からなくすことを目指す包括的な法令である。とりわけ高等教育機関にとって画期的なことは、英国高等教育財政カウンスル (HEFCE) から助成を受けるすべての高等教育機関は、障害者に関する包括的な報告書を 3 年ごとに公表することが義務づけられたことである。報告の項目には、障害者に対する政策、現状、サービス、将来目標などが盛り込まれ、支援体制の強化が計られている。OU の第一回目の障害者報告書 (Disability Statement 97) は、1997 年に発表された。

今日の英国の障害学生に対する福祉政策で一点押さえておくべき事がある。米国では ADA に記載された「高等教育機関で合理的配慮を提供する義務」を強調し、大学が責任を持って支援体制を構築しようとしている。英国では大学での支援構築に加えて、政府が障害学生へ Disabled Student's Allowance(DSA) という年額(百万円程度)の助成金を出している。¹²これは家族の所得や当事者の年齢には関係なく、一定の基準を満たした障害のある学生に支給され、自分のニーズに合ったサービスを受けることができる。

OU では、英国内に在住し、30 単位以上 (スコットランド在住は 60 単位) 履修し、OU の資格取得を目指している者が申請可能であり、申請手続きのサポートも行っている。学生が (DSA)の助成の対象であれば、OU は DSA がカバーしない支援についてサポートする。学生が DSA を受けていない場合でもニーズがあれば支援する方針で臨んでいる。

¹¹ Warnock Report.1978

(英国の哲学者 Mary Warnock は、教育・医療など幅広い社会問題について報告書をまとめ、英国社会の政治や法整備などに大きな影響を与え続けている。)

¹² 北村弥生、「第7回高等教育と障害に関する国際会議」参加報告、国立リハビリテーションセンター広報誌、

kouhoushttp://www.rehab.go.jp/rehanews/japanese/No323/8_story.html (2010.11.16)

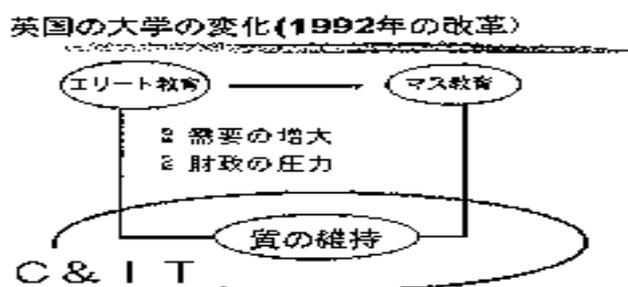
2. 英国の高等教育の変革と IT 化の流れ

前半ではOU創立時の障害者支援のなりたちを紹介した。現在、創立から40年を迎えている。ここでこの間の英国の高等教育の変化とITの導入の関係について考えてみたい。

2.1. 英国高等教育の変革

80年代には、サッチャー政権は英国の長引く経済的停滞を立て直そうと教育予算の大幅削減を実行した¹³。一方、大学入学志願者の数は増大の一途をたどっていた。これにより「市場原理に基づく費用効率の高いやり方でのマス化・ユニバーサル化」が急激に始まった¹⁴。92年には、30校あったポリテクニク・カレッジを大学に昇格させ大学の数を倍増させた。1979年、約80万人だった高等教育人口は95年には150万人を超え、若者の高等教育就学率は12%から、32%へ急上昇した。1997年のデアリング報告¹⁵は、「C&IT（コンピュータ&インフォメーションテクノロジー）の活用が、高等教育の質、柔軟性、有効性に多大に貢献し、学習、教育、研究の方法に影響を与え、教育機関の効率的な運営にも有効である。集中的な時間と頭脳と財源の投資が必要である」とし、「C&ITは高等教育の需要の増大、教育的コストの削減される時代に教育の質の維持に貢献」する成功の鍵と強調している。

1990年代中頃には、ジョイント・アカデミック・ネットワーク(JANET)と呼ばれるネットワークによって、英国の全高等教育機関と90の生涯教育機関(Further Education)が高速回線で結ばれ、情報とソフトウェアの供給、マーケティング、学習教育、研究支援、その他多種多様な管理運営がなされるようになった。



2.2. OU の IT 戦略

上述した国家を挙げての IT 推進政策に呼応して、OU 評議会は「生涯教育への新システムと技術の統合」(Integrate New Systems & Technologies into Lifelong learning) という5カ年計画を策定し、1994年にA4版46頁に及ぶOUの技術戦略(Technology Strategy for Academic Advantage)の大綱を打ち出した。この戦略の主要目標は、OUの教育、研究及び組織運営

¹³ ヴィヴィアン・グリーン(1994)『イギリスの大学』、法政大学出版

¹⁴ 安原義仁(1999)「イギリス教育評価を中心に」『高等教育研究紀要、No17: 高等教育ユニバーサル化の衝撃』、(財)高等教育研究所、p.68

¹⁵ Dearing Report(1997)『Higher Education in the Learning Society』The National Committee of Inquiry into Higher Education

に関わるシステム全体に IT を浸透させる包括的計画である。以下が 6 つの基本原則である。

- 1) 学生の IT 能力の習得
- 2) バランスのとれた教授法 (学生の満足度・経済効果を考慮した IT 化の促進)
- 3) IT 活用能力の低い学生への配慮 (従来型の教材・教授法の確保と IT 教育の拡大)
- 4) IT 活用能力向上への配慮 (どのコースにも最低限の PC 利用を確保し IT 化を促進)
- 5) 学生の経済的負担を抑えることを基本とする新技術導入
- 6) 教育のための新技術開発と研究

上記の大綱から 12 年、放送大学の橋理枝准教授の報告¹⁶⁾によれば 2006 年の時点で全科目の登録数 (240,000) の 33%がオンラインで行われている。2009 年現在、OU では BBC と共同で制作されてきたテレビとラジオの授業は行われておらず、授業にはウェブや DVD 等が活用されている。主任講師によって温度差はあるものの多くの授業ではウェブが活用され、今後益々 IT 化が促進されるだろう。

3. OU の障害者支援の現在 : IT 化の流れの中で

本章では、2010 年現在の OU の障害者支援を紹介し、前述した OU 設立時の障害者支援の理念が、どのように IT 活用と結びついて展開されているかについて、OU のサイトからの情報によって考察したい。ちなみに OU サイトはコンピュータの読み上げソフトが利用しやすいように最大限の努力を払っている。

3.1. The Disability Resources Team : OU 全体の障害者支援部局

学生の多様なニーズに対応した弾力的な支援を目指せば、縦割り式の部門にとらわれずに、必要なサービスを適切な場所から得るための有機的な連携が求められる。この中心となっているのが、The Disability Resources Team である。障害者支援の中には技術開発部門もあり、障害当事者でもある技術技官が雇用され様々なアドバイスや研究を行っている。ここでは、オルタナティブな教材や、補助機器、部門や学習センター、関連機関との連携コーディネータの役割も果たしている。

3.2. OU の障害者支援サイト

OU サイトのトップページで、“disability”を検索すると、障害者支援部局のページ¹⁷⁾に飛び込んでいく。ここには視覚・聴覚・移動の自由、手先の動き、失読症・学習障害、メンタルヘルス、発話などに問題がある学生への支援情報が満載され、学内の関連部署へのリンクから学習生活に必要な支援の内容や連絡方法を知ることができる。

¹⁶⁾ 橋理枝(2010)、「イギリス公開大学調査報告書」『イギリス・アメリカ・韓国における公開大学の現状』放送大学 総合戦略室、p.1-18

¹⁷⁾ <http://www.open.ac.uk/disability/>

年2回発行される障害学生向けニュースレター『Open Link』¹⁸には、障害者に関する一般情報の他、OUの支援や学生間の意見交換の場として役立っている。これはサイトに掲載されているほか、希望者には郵送され、従来型の情報提供スタイルも併存している。

3.3. 入学・案内サービス部門：Student Registration & Enquiry Service

先の大橋准教授の報告によれば、常駐スタッフは200人、問い合わせの多い時は非常勤を増加させて、OU入学に関する問い合わせに対応している。コースの選択や学習内容、チュートリアルサポートや、学費援助その他について学業全般のアドバイスを行っているが、障害学生の学習に関する様々な情報及び、経済的支援に関しても、この窓口が対応している。

3.4. チュートリアル

講師と学生の密接な知的交流の核となるチュートリアル（面接授業）は、英国の伝統的な大学の特質である。学生はすべて居住地の学習センターに配属され、チュートリアルやカウンセリング、試験等を受ける。コースチューターは、学生から送られてくる課題レポートの指導や採点、面接指導を行う。障害者支援については、学習センターへの通学が困難な学生のためには、地域センターの指示に従いながら、本人の自宅等で特別授業を行う場合もある。また課題の提出などのやりとりは電話やEメール、郵便による指導を行っている。聴覚障害者のために福祉サービスやボランティア活動による手話通訳やノートテイク等が用意され、必要な場合は、学生のために補助機器も用意されている。

3.5.

合宿型スクール

合宿型スクールには障害者に対して特別の配慮がある。重度の障害者は、合宿型スクールへの参加が免除される場合が、大部分の障害者には参加が奨励される。しかし、すべての開催場所が障害者への配慮が整っているわけではない。障害者は地域の枠を超えて、機器や整備が整った大学構内で行われるスクールへ優先的に参加することができる。

介助者が必要な場合は、OUのスクールメディア部門が責任を持って介助ボランティアを募集し、それぞれの障害者に適切な人材を配備する。また、学生本人が介助者を同伴させることも可能である。

3.6. 試験と課題の提出方法

地域センターが責任を持って、試験問題、および答案の形式に関して以下のような設備と配慮を用意している。

- テープ録音、点字、拡大文字、コンピュータ、タイプライター、答案は、上記の他に筆記者や、英国方式の手話の利用も許されている。

¹⁸ Open Links, No.48,2005: OUの障害学生向けニュースレター

- 超過時間の設定や休憩時間、場合によっては一日の試験を数日かけて実施することもある。また、試験場への移動が困難な学生には自宅受験を認めている上、全国の数カ所の学習センターの障害者施設機能を充実させているので、所属センター以外のこうしたセンターでの受験も可能である。

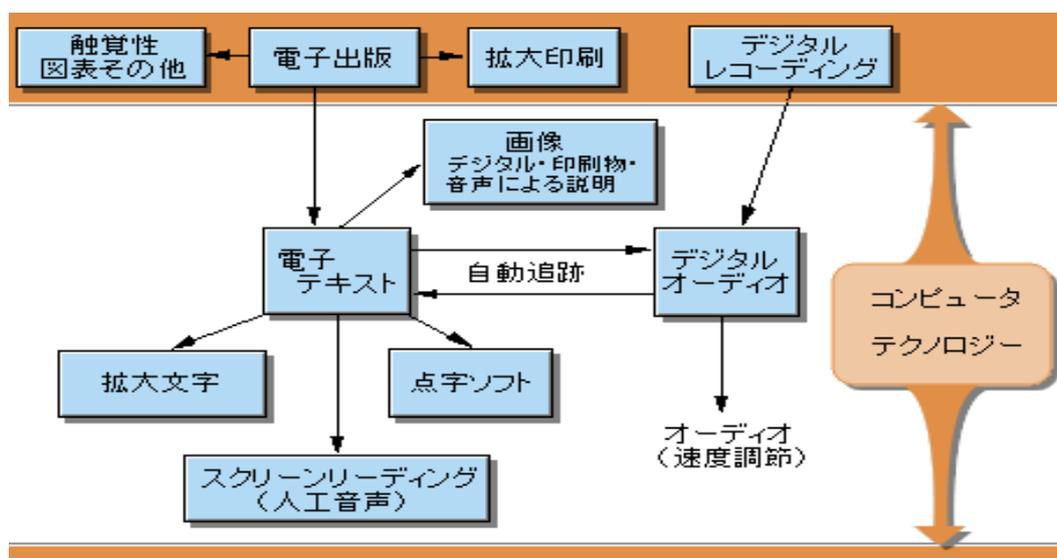
課題の提出に関しては会話、視覚、運動機能に支障があり、コースの課題を実行することができない学生には、課題の変更や調整がなされるが、評価のアカデミックスタンダードは障害の有無にかかわらず公正に行われる。

3.7.就職支援

就職支援部門が、障害者の将来の職業についての相談や、それに向けての学習プラン作りの手助けをする。また、履歴書の書き方、インタビューに備えての指導も行い、就職先を探す上、後の学業継続や専門教育の相談にもものっている。

4. IT の進化とオルタナティブ教材

1990年代にOUが本格的にIT化の推進に乗り出し、大学の運営や学生サービス、授業や学習方法に関する改革を次々に打ち出した。ITを中心に据えることによって、学習方法が大きく変わるとともに、今まで障害者に対して行われてきたオルタナティブ教材の制作や配布がより充実することに繋がった。OUのほとんどのDVD教材には字幕が付与され、聴覚障害者はもとより、学習障害のある者や英語を母国語としない者にとっても大変有用である。



4.1. 進化するオーディオ教材：カセット→CD-ROM→Daisy

開設当初から視覚障害者のために印刷教材を朗読したオーディオカセット教材が制作され、手作業で郵送されてきた。朗読にあたってきたのは、ボランティアとOUの教職員たちである。1989年にオーディオ・レコーディングセンターが開設され、1996年にリニューアル

ルされた。2005年には、約120コースでカセットとCD-ROMが制作され、1,800名以上に貸与された。

OUのマルチメディア技術グループは、印刷教材を電子テキスト化することによって、スクリーンリーディング、拡大文字、点字ソフト化、デジタルオーディオなど障害に合わせてインターフェースを選択できるような視覚障害者のための学習電子環境の構築を進めてきた。OUは学生に『Read Out』と呼ばれる音声読み上げソフトを配布し、学生はサイト上の情報やテキストを音声で享受している。現在は、Daisyと併用して使われている。

2010年現在では、ほとんどの印刷教材はDaisy Talking Book audio formatを利用して音声で聞くことができる。OU内のデジタル・オーディオ・プロジェクトによって教材はDaisy国際規格に準拠したDaisy Digital Talking Booksが制作され学生に送付される。

Daisyは、普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのアクセシブルな情報システムで、視覚障害者・ディスレキシア・学習障害者・知的障害者・精神障害者にとって有効であることが認知され、国際的コンソーシアムによってバックアップされている。コンソーシアム公認のオーサリングツールがあり、専用機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生することができる。章・見出し・段落・多様なレベルの項目・表・段落内をナビゲートすることが可能で、自分がどの部分を読んでいるのかがわかり、読むスピードも調整できる。Daisy図書は、PCのMedia Player、Real Playerで読む事もできる上、専用の再生機器や携帯情報端末でも読むこともできる。こうした機器類は先に紹介したDSA¹⁹を利用して購入する事ができる他、OUが学生に貸与することもある。

4.2.触知性教材

視覚障害者に言語で説明することが困難な図表等で、学習上不可欠と判断したものは、触れて理解できる形の教材として用意している。現在では、国立触図センター(The National Centre for Tactile Diagrams)の協力で制作している。ちなみに2005年度では、最も人気の高い8コースの80の触図を制作している²⁰。各地域の学習センターには、立体コピー機が用意されている。

4.3.点字教材

OUでは限定的な点字サービスを行ってきた。若干の刊行物や学生への連絡に使用された他、カセットテープ等には点字ラベルが添付されてきた。コース教材の点字化は、要望があれば、王立視覚障害研究所²¹とOUとの協定によって用意される。

¹⁹ Disabled Students Allowance

²⁰ Open Links, No.48,2005: OUの障害学生向けニューズレター

²¹ Royal National Institute for the Blind.UK

4.4.F D：教職員への教育

OUのスタッフに対して障害に対する理解を深める教育を継続的に行っている。とくに障害者との直接的窓口となる地域センターや学習センターの講師やスタッフにはワークショップやセミナーを開催し、障害者への効果的な講義やカウンセリングを与えられるような教育がなされている。

5. まとめ

以上、OUの障害者支援を紹介してきたが、現在、世界の高等教育は大きな変化を迫られている。科学技術や社会がめまぐるしく変化し、生涯にわたっての継続教育が不可欠である。学生の多様なニーズに応える柔軟な学習システムを実現するための切り札としてIT活用はますますさかんになっていくだろう。最後に、OUを参考に放送大学の今後の課題について述べ結語としたい。

多様な学生を擁する開かれた大学という基本理念を持つOUにとって、障害者支援は少数の社会的弱者への支援にとどまっていない。障害者支援を学習支援システムの基軸におくことによって、様々なオルタナティブ教材を開発すると共に、スタッフやチューターのきめ細やかな支援を確立してきた。そうしたノウハウが1980年代後半からのIT活用の潮流とあいまって、一般の学生への支援サービスの開発に大きく貢献をしたといえるのではないだろうか。

放送大学においても、インターネットの授業配信が本格的にスタートした。システムWAKABAやキャンパスネットワークから、授業や学業に関するあらゆる情報を入手し、双方向の授業も数年先には具体的に動き出すだろう。学生サービス部門も活発に活動し、入学者数も上向きになりつつある。ITを翼に大きく躍進しようとしている今だからこそ、OUの障害者支援の取り組みに学ぶところが大きいのではないだろうか。

編集	放送大学 総合戦略企画室 国際連携係 〒261-8586 千葉県美浜区若葉 2-11 TEL:043-298-3086 FAX:043-297-3629 URL: http://www.ouj.ac.jp
報告書発行	2015年3月

